

EU 消費者法

—契約法に関する消費者保護指令を巡って(3)—

角 田 光 隆

目次

1. 序言
2. 欧州条約と消費者保護
 2. 1 欧州共同体条約
 2. 2 欧州連合条約及び欧州連合機能条約
3. 消費者保護に関する共同体法の系譜
 3. 1 消費者政策と欧州条約
 3. 2 消費者政策と個別の決議, 計画, 戦略
 3. 3 消費者保護に関する規則, 指令, 決定
4. 消費者保護指令と構成国法
 4. 1 営業所以外で交渉された消費者契約
 4. 2 パック旅行, パック休暇, パックツアーに関する契約
 4. 3 消費者契約における不公正約款
 4. 4 遠隔地契約 (以上, 第14号)
 4. 5 消費財の売買及び保証契約
 4. 6 消費者保護指令の改正状況とその他の指令
 4. 6. 1 消費者保護指令の改正状況
 4. 6. 1. 1 営業所以外で交渉された消費者契約
 4. 6. 1. 2 パック旅行, パック休暇, パックツアーに関する契約
 4. 6. 1. 3 消費者契約における不公正約款
 4. 6. 1. 4 遠隔地契約

EU 消費者法

- 4. 6. 1. 5 消費財の売買及び保証契約（以上，第15号）
- 4. 6. 1. 6 消費者金融サービスの遠隔販売
- 4. 6. 1. 7 消費者信用契約
- 4. 6. 1. 8 タイムシェアリング・長期休暇商品・再販買・交換契約
- 4. 6. 1. 9 消費者の権利に関する指令案—消費者共同体法の再検討
 - 4. 6. 1. 9. 1 消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパー
 - 4. 6. 1. 9. 2 消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパーについての公開協議の結果報告書
 - 4. 6. 1. 9. 3 消費者共同体法の再検討に関する影響評価のための予備作業
 - 4. 6. 1. 9. 4 消費者共同体法の再検討のための会議
 - 4. 6. 1. 9. 5 消費者法の比較分析と勧告
 - 4. 6. 1. 9. 6 消費者の権利に関する指令案
 - 4. 6. 1. 9. 7 消費者の権利に関する指令案の影響評価書
 - 4. 6. 1. 9. 8 消費者の権利に関する指令案と構成国の消費者法
 - 4. 6. 1. 9. 9 消費者の権利に関する指令案と構成国の一般契約法及び他の指令（以上，本号）
 - 4. 6. 1. 9. 10 消費者の権利に関する指令案と売買法
- 4. 6. 2 その他の指令
- 4. 7 構成国法の構造
- 5. 消費者保護指令と欧州司法裁判所の判決
- 6. 共通の参照枠組み草案の系譜と内容
- 7. 共通の参照枠組み草案と消費者の権利に関する指令案
- 8. 消費者の権利の執行と救済方法

9. 共通の参照枠組みと消費者法の展望

10. 結語

4. 6. 1. 6 消費者金融サービスの遠隔販売

消費者金融サービスの遠隔販売に関する指令は、2002年に欧州議会と欧州理事会の共同決定によって成立したものである。⁽⁸²⁾本指令については、営業所以外で交渉された消費者契約、パック旅行・パック休暇・パックツアーに関する契約、消費者契約における不公正約款、遠隔地契約、消費財の売買及び保証契約の場合において述べたような、それぞれの指令と構成国法との比較検討を行っていない。本指令の成立後の動向を述べるだけに留めておきたい。

本指令の成立後、2006年になって欧州委員会は本指令の再検討に着手し、そのための文書を公表した。⁽⁸³⁾2007年には欧州委員会は本指令が域内市場に及ぼす影響に関する研究を開始し、調査研究機関が詳細な研究報告書を発表した。⁽⁸⁴⁾2009年には、欧州委員会は本指令の再検討の結果に関する文書を作成したのである。⁽⁸⁵⁾

現時点において、本指令の改正が計画されていないが、本指令の再検討の状況を紹介しておくことにする。

我国においても、金融商品の販売等に関する法律等がこの分野を規律して

(82) Directive 2002/65/EC of the European Parliament and of the Council of 23 September 2002 concerning the distance marketing of consumer financial services and amending Council Directive 90/619/EEC and Directives 97/7/EC and 98/27/EC. (http://ec.europa.eu/consumers/rights/fin_serv_en.htm#dist)

拙稿「EUにおける金融サービスと消費者保護」国際経済法と地域協力、信山社、2004年、367頁以下。

(83) Commission of the European Communities, Communication from the Commission, Review of Directive 2002/65 of the European Parliament and of the Council of 23 September 2002 concerning the distance marketing of consumer financial services and amending Council Directive 90/619/EEC and Directive 97/7/EC and 98/27/EC, Brussels, 6. 4. 2006, COM (2006) 161 final. (http://ec.europa.eu/consumers/rights/fin_serv_en.htm#dist)

いる。この法律の内容の充実化のために、消費者金融サービスの遠隔販売に関する指令の検討作業が寄与するのではないかと思う。

4. 6. 1. 6. 1 消費者金融サービスの遠隔販売に関する指令の内容

当該指令第1条は、当該指令の目的と適用範囲に関する規定である。第1条第1項は、構成国法の接近化という目的を定めている。金融サービスの提供に関する契約は最初の契約と後続の取引からなるが、第1条第2項は原則として最初の契約に当該指令が適用されることを定めている。例外的に後続の取引に当該指令が適用される場合がある。この場合に、当該指令第3条及び第4条が後続の取引に適用される。

当該指令第2条は、遠隔地契約、金融サービス、供給者、消費者、遠距離通信手段、継続的な情報保存・再生手段、遠距離通信手段の運営者または提供者に関する定義規定である。

当該指令第3条は、契約前に提供される情報に関する規定である。第3条第1項によれば、契約前の適切な時期に、供給者に関する情報、金融サービスに関する情報、遠隔地契約に関する情報、救済手段に関する情報が消費者に提供されることになる。第3条第2項は、第1項の情報や取引目的を明瞭で理解しやすい方法で提供することやそれらを提供する際の斟酌事由を定めている。第3条第3項は、電話による音声通信の場合において提供される情

(84) Udo Reifner/ Elena F. Pérez-Carillo/ Kai-Oliver Knops/ Achim Tiffe/ Sebastien Clerc-Renaud, Insitute fuer Finanzdienstleistungen e.V. (iff), Final Report, Part I : General Analysis, Part II : National Reports, Impact of Directive 2002/65/EC concerning the distance marketing of consumer financial services on the conclusion of cross-border financial service contracts between professionals and consumers, Project No. SANCO /2006/B4/034, 2008, 2009.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/fin_serv_en.htm # dist)

(85) Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, Review of the Distance Marketing of Consumer Financial Services Directive (2002/65/EC), Brussels, 20. 11. 2009, COM (2009) 626 final.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/fin_serv_en.htm # dist)

報と提供の仕方に関する規定である。最初からすべての情報が提供されるのではなく、供給者が最初に提供する5項目の情報と消費者の要請に基づいて提供される情報に分かれている。第3条第4項によれば、契約前に提供される契約上の義務に関する情報については、その後の契約上の義務に合致することが条件となる。

当該指令第4条は、追加の情報提供に関する規定である。第4条第1項は、当該指令第3条第1項の情報内容を追加する共同体法の適用を認めている。第4条第2項によれば、構成国は当該指令よりも厳格な条件を課すことができる。第4条第3項は、当該指令第3条第1項の情報内容を追加する構成国法の通知義務を定めている。この構成国法は、当該指令第20条第2項の再検討の材料となる。第4条第4項は、構成国法の情報開示を定めている。

当該指令第5条は、契約約款及び事前情報の条件に関する情報提供について定めている。第5条第1項は、契約前の適切な時期における契約約款と当該指令第3条第1項及び第4条の情報の提供と提供の仕方に関する規定である。第5条第2項は、第5条第1項に適合しない場合における契約後の第5条第1項の義務の履行を定めている。第5条第3項は契約中の消費者の権利に関する規定で、書面による契約約款の受領や遠距離通信手段の変更の可能性に言及している。

当該指令第6条は、消費者の撤回権に関する規定である。第6条第1項によれば、原則として14日間であるが、生命保険や個人年金の場合は30日間である。撤回期間の起算点については、原則として契約締結時であるが、生命保険の場合は契約の締結の伝達時を基準としている。しかし、当該指令第5条第1項または第2項に基づく情報提供が契約時より後の場合は、その情報提供時とする。撤回期間に相当する期間中は、投資サービスの契約の強行の中止も可能であるとする。

第6条第2項は、撤回権が適用されない場合を規定している。たとえば、相場の変動がある金融サービス、1ヶ月より短い期間の旅行・荷物保険等、消費者の要請で履行が完了した契約の場合である。

第6条第3項も、撤回権が適用されない場合を規定している。たとえば、土地または建物の取得または保有や建物の改良に関する信用契約、不動産の譲渡担保または不動産に関する権利によって担保されている信用契約、審判人のサービスを利用する消費者の意思表示の場合である。第6条第4項は、第6条第3項の趣旨に従った構成国法を制定した場合における欧州委員会への通知義務を定めている。

第6条第5項は、構成国からの情報を欧州委員会が欧州議会等へ開示する義務を定めている。第6条第6項は、撤回権を行使した場合における通知義務が当該指令第3条第1項第3項(d)に準拠することや期限との関係で通知の効力の発信主義を定めている。

第6条第7項は適用除外規定で、タイムシェアーに基づく不動産利用権の売買に関する契約についての指令によって取り消された信用契約が除外されている。これに加えて、基本となる遠隔地契約に付随する供給者と第三者の間で締結された遠隔地契約が取消権の対象となることを定めている。

第6条第8項は、第6条と構成国法との関係に言及した規定である。第6条は構成国法を侵害しないとし、具体例として遠隔地契約の解除・終了・不執行や消費者の履行する権利を挙げている。

当該指令第7条は、契約の撤回前に供給者が提供したサービスの支払に関する規定である。第7条第1項は、契約の履行を消費者の同意を条件とし、すでに供給者によって提供されたサービスの代金支払義務を定めている。代金はすでに提供されたものに比例し、違約金とみなされないとする。

第7条第2項は、保険契約の場合における例外を定めて保険者が金銭の支払請求ができないとする規定である。

第7条第3項は、第7条第1項の場合が支払金銭の事前情報を条件とする旨を定める。また、消費者の同意がない契約の履行の場合には金銭の支払を請求できないとする。

第7条第4項は、第7条第1項以外の受領金銭の返済に関する規定で、最大30日以内の返済とする。この期間の起算点は、撤回通知の受領日である。

第7条第5項は、第7条第4項の逆の場合で、消費者が供給者に金銭または財産を返済する場合を定めている。同じ30日の起算点は、撤回通知の発信日である。

当該指令第8条は、消費者がカードで代金を支払う場合における消費者の保護を規定している。たとえば、不正利用された場合における支払の取消しと支払済み金銭の返済である。

当該指令第9条は、消費者にとって不招請なサービスからの保護規定である。構成国法にある黙示の更新を認めつつ、事前の同意のないサービスの供給の禁止、消費者の義務の免除、無回答が同意でないことを定めている。

当該指令第10条は、消費者にとって不招請な通信からの保護規定である。第10条第1項は、消費者の事前の同意を要する通知手段を定めている。

第10条第2項は、第10条第1項以外の消費者の事前の同意を要する通知手段を定めている。第10条第3項は、第10条第1項及び第2項の措置と費用負担の関係を論じ、消費者に費用を掛けないことを要求している。

当該指令第11条は、供給者に対する制裁を定めている。たとえば、当該指令に基づく構成国法の違反に対する制裁措置や無料で違約金のない契約の取消しである。

当該指令第12条は、強行法規としての性格を規定している。このことは、第12条第1項における消費者の権利を剝奪できないことや、第12条第2項における非構成国法の選択による消費者保護の確保措置に現れている。

当該指令第13条は、司法上の救済措置と行政上の救済措置に関する規定である。第13条第1項は、当該指令の遵守のための措置に言及している。

第13条第2項は、公共団体等の訴訟提起の権限を規定している。第13条第3項は、遠距離通信手段の運営者と供給者による当該指令に反する行為の中止措置を規定している。

当該指令第14条は、裁判外の救済措置に関する規定である。第14条第1項は、裁判外の救済措置の促進について定めている。第14条第2項は、裁判外の紛争解決団体の協力を促すべきことを規定している。

当該指令第15条は、供給者の証明責任を規定している。証明責任の対象は、情報提供義務、消費者の契約締結の同意、契約上の債務の履行である。契約上の債務の履行に関する証明責任を消費者に負わせる契約約款は認められていない。

当該指令第16条は経過措置に関する規定で、当該指令を置き換えていないか当該指令に一致していない義務を規定した構成国の供給者に対する措置を定めている。

当該指令第17条は、指令90/619/ECの第15条第1項の文言の修正を定めている。当該指令第18条は、指令97/7/ECの第3条第1項の文言の修正などを定めている。当該指令第19条は、指令98/27/ECの付属書の追加内容を規定している。

当該指令第20条は、再検討に関する規定である。当該指令第21条は、当該指令の置き換えに関する規定である。当該指令第22条は、当該指令の施行に関する規定である。当該指令第23条は、当該指令の名宛人に関する規定である。

4. 6. 1. 6. 2 消費者金融サービスの遠隔販売に関する指令の再検討 についての欧州委員会の文書

本文書は、⁽⁸⁶⁾情報提供と撤回権に関する構成国法の相違、消費者と供給者に生ずる可能性のある問題、情報提供と撤回権に関する新たな提案に関心を抱いている。

しかし、当該指令の置き換えが遅延してきたので、当該指令の適用状態が検討できない状態にあると言う。

ただし、当該指令の評価のために、基礎研究を開始し、諸問題の解決と改正案の提案のための報告書を提出する予定であるとする。

4. 6. 1. 6. 3 国境を越えた金融サービスに対する消費者金融サービ

⁽⁸⁶⁾ Commission of the European Communities, op. cit. (83). pp. 2-3.

スの遠隔販売指令の影響についての最終報告書

本最終報告書は、⁽⁸⁷⁾情報提供や撤回権に関する構成国法の相違を研究対象としている。国境を越えた金融サービスにおける実務問題ではなく、法律そのものをテーマとしている。しかし、法律上の問題は比較的少なく、言語や文化などの法律以外の問題の方が存在すると示唆している。

情報提供義務については、当該指令第4条第2項を援用した情報提供義務に関する規定、契約上の一般的な情報提供義務、商品に特有な規定に基づく情報提供義務が研究対象となった。

当該指令第4条第2項の援用の仕方の相違があるが、追加の情報提供義務を定めていることに構成国の共通性があるとする。

商品に特有な規定に基づく情報提供義務については、構成国法の研究の前提としてEU法の現状把握を先行し、クレジット、保険、金銭の支払い、投資の分野の指令を採り上げている。その上で、構成国法の追加部分が検討されている。

当該指令第6条第3項における撤回権の適用除外について、住居に関する金融における自由裁量や、公証人等が関わる取引における撤回権の適用除外が指摘されている。

当該指令第6条第8項に関連して早期に契約を終了させる権利を指摘しているが、特に問題がないとする。ただし、自動車の強制保険の場合は契約の終了の効果に問題点が存在する可能性があるとする。

当該指令第11条における供給者に対する制裁について、多様な制裁と手続きがあることが指摘されている。特に情報提供義務違反の分野である。それらの多様性は、国境を越えた金融サービスにとって問題となる可能性があるとする。

(87) Udo Reifner/ Elena F. Pérez-Carillo/ Kai-Oliver Knops/ Achim Tiffe/ Sebastien Clerc-Renaud, Insitute fuer Finanzdienstleistungen e.V. (iff), op. cit. (84). Part I, Executive Summary and pp. 45-90.

4. 6. 1. 6. 4 消費者金融サービスの遠隔販売に関する指令の再検討の結果についての欧州委員会の文書

本文書は、⁽⁸⁸⁾市場の状態と指令の置き換え状況を斟酌して結論を出している。指令の置き換え状況について、当該指令第3条における契約前の情報提供の条件の一部を削除した構成国があると指摘されている。当該指令第6条第2項における撤回権の適用除外事由を追加した構成国があるとする。さらに当該指令第7条における撤回前に給付されたサービスに対する金銭の支払の条件に変更を加えた構成国もあるとする。

特に大きく論じられているのが、契約前の情報提供義務と撤回権である。契約前の情報提供義務について、当該指令第4条第2項が採り上げられている。この規定によれば、契約前の情報提供に関するより厳格な規定を設けることができるとする。この規定に拠りながら多くの構成国が追加の情報提供の条件を規定している。したがって、構成国法の間で相違が生ずるが、問題になっていないとする。

撤回権については、当該指令第6条第3項が採り上げられている。この規定は撤回権の適用除外規定で、3個の適用除外事由を設けている。各構成国はいずれかを選択できる。実際に各構成国は任意の選択を行っているとは指摘されている。したがって、構成国法の間で相違が生ずるが、問題になっていないとする。

当該指令に関する現時点の全体の評価において、当該指令に規定されていない事項、たとえば、マネーロンダリングに関する構成国法や商品に特有の構成国法が問題であると意識されている。ただし、商品に特有な構成国法に対する多様な評価が存在するとする。

より大きな問題として意識されているのは、言語、文化、商品情報の欠如であるとする。最後の商品情報の欠如については、様々な施策によって改善がされてきた。しかし、言語や文化は改善の余地がないとする。

当該指令が国境を越えた消費者金融サービスの発展に寄与したとの評価は、

⁽⁸⁸⁾ Commission of the European Communities, op. cit. (85). pp. 2-8.

時期尚早であるとする。この分野の取引量が正当な評価を下せるまでに至っていないことが、その背後にある。

電子商取引との関連で当該指令の再検討の余地を残しているが、当該指令には法律上の問題がなく改正案の提出時期ではないと判定している。

4. 6. 1. 7 消費者信用契約

消費者信用契約に関する指令は、2008年に欧州議会と欧州理事会の共同決定によって成立したものである。⁽⁸⁹⁾本指令についても、営業所以外で交渉された消費者契約、パック旅行・パック休暇・パックスツアーに関する契約、消費者契約における不公正約款、遠隔地契約、消費財の売買及び保証契約の場合において述べたような、それぞれの指令と構成国法との比較検討を行っていない。

本指令の成立前に1986年の消費者信用指令が施行されていた。本指令はその改正指令である。旧指令の改正の過程について言及はしない。本指令の成立後の検討状況のみに限定して説明することにする。

本指令の成立後の2009年に、当該分野の域内市場の機能と消費者保護の水準に対する消費者信用指令の経済的影響に関する評価規準の確立についての報告書と⁽⁹⁰⁾、消費者信用契約と料金の年率の計算に関する研究報告書⁽⁹¹⁾が発表された。このような本指令の成立後の動向を述べるだけに留めておきたい。

(89) Directive 2008/48/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2008 on Credit Agreements for Consumer and repealing Council Directive 87/102/EEC.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/fin_serv_en.htm#credit)

(90) GHK within the Framework Contract 2004/S 243-208899 (Lot 2: Consumer protection) Specific Contract No. SANCO 17.020200/07/484061, DG Health and Consumer protection, Establishment of a Benchmark on the Economic Impact of the Consumer Credit Directive on the Functioning of the Internal Market in this Sector and on the Level of Consumer Protection, Final Report, 5th November 2009.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/fin_serv_en.htm#credit)

我国においても、民法典、利息制限法、貸金業法、出資法、割賦販売法等がこの分野を規律している。この法律の内容の充実化のために、消費者信用契約に関する指令の検討作業が寄与するのではないかと思う。

4. 6. 1. 7. 1 消費者信用契約に関する指令の内容

当該指令第1条は、当該指令の目的を定めている。当該指令第2条全体は適用範囲を定めている。当該指令第2条第1項は信用契約に適用することを明示している。

しかし、第2条第2項は、適用除外事由を定めている。たとえば、譲渡担保等によって担保されているもの、土地または建物の権利の取得または保有に関するもの、一定額以下または一定額以上の金額に関するもの、目的物を購入する義務が定められていないもの、借越協約を伴うか1ヶ月以内に返済するもの、無利子か3ヶ月以内に返済し利子が過少のもの、使用者と被用者の間だけの無利子か低利のもの、投資会社または信用会社と締結したもの、和解の対象となったもの、無利子で支払の延期となったもの、消費者が質物を債権者に出すもの、制限された公衆に対するローンに関係するものである。

当該指令第2条第3項は、借越協約の形式かあるいは請求に応じてまたは3ヶ月以内に貸金を返済する信用契約に適用される条項を定めている。当該指令第2条第4項は、黙示の借越協約の場合における適用条項を定めている。

当該指令第2条第5項は、主としてメンバーの相互利益を目的として市場金利よりも低い料金の年利率で信用供与する団体が締結したものに適用される条項を定めている。当該団体が締結したすべての信用契約の貸付金額を斟酌した当該指令の適用除外の場合も定めている。この適用除外は再検討の対象となっている。

当該指令第2条第6項は、支払の延期や返済方法に関して当事者間で取決

(9) European Commission, Directorate-General Health and Consumer Protection, Study on the Calculation of the Annual Percentage Rate of Charge for Consumer Credit Agreements, Final Report, 2009.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/fin_serv_en.htm#credit)

めをしているものに対する適用条項を定めている。

当該指令第3条は定義規定で、消費者、貸主、信用契約、明示の借越協約、黙示の借越協約、信用仲介業者、消費者に対する貸付総費用、消費者によって支払われる総額、料金の年率、借用利率、固定借用利率、貸付総額、継続的保存手段、連結信用契約に関する内容の定義をしている。

当該指令第4条は、広告における標準的情報に関する規定である。当該指令第4条第1項は、信用契約に関する広告が標準的情報を含んでいると評価できる規準を利子率その他の数字があることに置いている。しかし、構成国法が料金の年率の表示を規定している場合には、利子率その他の数字を含んでいなくても良いとする。

当該指令第4条第2項は、標準的情報の内容と情報の提供の仕方について規定している。情報の提供の仕方は、明瞭性、具体性、人目につきやすいことが要求される。代表例も挙げることが指摘されている。標準的情報の内容は、借用利率、貸付総額、料金の年率、信用契約の存続期間、支払の延期がなされる場合の現金払金額及び事前の支払金額、支払総額及び分割払金額等である。

当該指令第4条第3項は、付随的サービスに関する契約の締結強制及び付随的サービスの費用の未決定の場合における契約締結義務に関する情報の提供の仕方について規定している。情報の提供の仕方は、料金の年率を表示することに加えて、第4条第2項と同様に、明瞭性、具体性、人目につきやすいことが要求される。当該指令第4条第4項は、第4条と指令2005/29/ECとの関係を定めている。

当該指令第5条は、事前の情報提供に関する規定である。当該指令第5条第1項は、貸主または信用仲介業者が契約前に消費者に比較情報の提供をする義務を定めている。この比較情報は書面その他の継続的保存手段で提供する必要はあるが、定められた書式に従う。この書式に従っていれば、情報提供したことになる。

比較情報の内容は、信用の種類、貸主と信用仲介業者の身元及び住所、貸

付総額と削減条件，信用契約の存続期間，支払の延期または連結信用契約における物またはサービスと現金払金額，借用利率・借用期間・借用利率の変更条件等，料金の年利率と返済総額等，返済金額・数・頻度・順序，預金口座維持費用等，契約締結における公証人への支払費用，付随的なサービス契約の締結義務，延滞利息等，未支払の警告，保証，撤回権の存否，早期の返済の権利等，信用の可否の協議に関する情報請求権，信用契約の書面の写しを受領する権利，事前の情報提供に拘束される期間等である。追加情報は，別の書面で可能であるとする。

当該指令第5条第2項は，電話による音声通信の場合における金融サービスの主要な特徴として含まれなければならない事項を定めている。この事項は，当該指令第5条第1項に挙げられている貸付総額と削減条件，信用契約の存続期間，支払の延期または連結信用契約における物またはサービスと現金払金額，借用利率・借用期間・借用利率の変更条件等，料金の年利率と返済総額等，返済金額・数・頻度・順序である。

当該指令第5条第3項は，消費者の要請と遠距離通知手段に拠る場合の情報提供の内容を規定している。これは，標準欧州消費者信用書式に拠る事前情報であるとする。

当該指令第5条第4項は，標準欧州消費者信用情報と信用契約の書面の写しを受領できることを定める。貸主に契約締結の意思がなければ別である。

当該指令第5条第5項は，貸付総額に満たない返済であるが元本を構成するために使われる場合における事前の情報提供の内容を定めている。この場合には，貸付総額の返済の保証がないことが，その事前の情報提供の内容となる。

当該指令第5条第6項は，貸主と信用仲介業者が消費者に対して行う適切な説明に関する規定である。この適切な説明は，消費者のニーズや財政状態に対する適合性を斟酌して信用契約を締結するか否かを判断するためである。その方法は事情に応じて変更できるとする。

当該指令第6条も事前の情報提供に関する規定であるが，借越協約その他

の特別な信用契約の場合である。

当該指令第6条第1項は、貸主と信用仲介業者が消費者に提供する契約前の比較情報に関して定めている。

比較情報の内容は、信用の種類、貸主と信用仲介業者の身元及び住所、貸付総額、信用契約の存続期間、借用利率・料金・料金の変更条件等、料金の年利率、信用契約の終了条件等、借越協約の形式かあるいは請求に応じてまたは3ヶ月以内に貸金を返済する信用契約に関する貸付全額の返済時期、延滞利息等、信用の可否の協議に関する情報請求権、借越協約の形式かあるいは請求に応じてまたは3ヶ月以内に貸金を返済する信用契約に関する料金の情報及び料金の変更条件、事前の情報提供に拘束される期間等である。

比較情報の提供の仕方は、書面その他の継続的保存手段を挙げている。欧州消費者信用情報書式の利用価値についても言及している。これによれば、比較情報を提供したことになる。

当該指令第6条第2項は、借越協約の形式かあるいは請求に応じてまたは3ヶ月以内に貸金を返済する信用契約に関して、料金の年利率の不提供を規定している。

当該指令第6条第3項は、主としてメンバーの相互利益を目的として市場金利よりも低い料金の年利率で信用供与する団体が締結したものや、支払の延期や返済方法に関して当事者間で取決めをしているものに関する事前情報の内容を定めている。その内容とは、支払の金額・数・頻度・順序や早期の返済の権利・貸主の補償請求権に関する情報等である。ただし、借越協約の形式かあるいは請求に応じてまたは3ヶ月以内に貸金を返済する信用契約に関しては別である。

当該指令第6条第4項は、電話による音声通信の場合で借越協約が利用される場合における金融サービスの表示対象となる主要な特徴と、主としてメンバーの相互利益を目的として市場金利よりも低い料金の年利率で信用供与する団体が締結したものや、支払の延期や返済方法に関して当事者間で取決めをしているものに関する金融サービスの表示対象となる主要な特徴を定め

ている。前者は、貸付総額、借用利率・料金・料金の変更条件等、料金の年利率、借越協約の形式かあるいは請求に応じてまたは3ヶ月以内に貸金を返済する信用契約に関する貸付全額の返済時期である。後者は、信用契約の存続期間である。

当該指令第6条第5項は、借越協約と1ヶ月以内の貸金の返済の場合において、貸付総額、借用利率・料金・料金の変更条件等、料金の年利率、貸付全額の返済時期を情報提供すべきとする。

当該指令第6条第6項は、前述した第6条第1項乃至第4項の事前情報と後述する第10条の信用契約に含まれる情報を有する信用契約の書面の写しの受領に関する規定である。これは消費者の請求に基づくもので、貸主がかならず実施しなければならないものではない。また、貸主が契約の締結の意思を持っていない場合も同様である。

当該指令第6条第7項は、遠距離通信手段を利用して契約を締結した場合における貸主の契約後の情報提供義務を定めている。前述した第6条第1項及び第3項に基づき、その内容は後述する第10条の信用契約に含まれる情報である。

当該指令第7条は、第5条及び第6条を適用しない場合を定めている。信用仲介業者の資格を持つ供給業者は、第5条及び第6条の言う貸主の義務を持たないとする。

当該指令第8条は、信用供与の評価義務に関する規定である。当該指令第8条第1項は、契約前に貸主が消費者への信用供与の可否を判断することを確保すべきことを規定している。

当該指令第8条第2項は、契約後の貸付総額の変更に伴う消費者の金融状況の更新と貸付総額の増加前の信用供与の可否の判断に関する規定である。

当該指令第9条は、データベースへのアクセスに関する規定である。当該指令第9条第1項は、信用状態の調査対象となっている消費者のいる構成国のデータベースへのアクセスを他の構成国にいる貸主ができるようにすることとアクセスの条件を定めている。

当該指令第9条第2項は、データベースを利用して貸付の申請が拒絶された場合における消費者への報告義務を定めている。

当該指令第9条第3項は、第9条第2項の情報提供の条件を規定している。この条件とは、共同体法や公共政策等に反していないことである。

当該指令第9条第4項は、個人データの処理に関する個人の保護と個人データの自由な移動に関する指令との関係を規定している。

当該指令第10条は、信用契約に含まれる情報内容を規定している。当該指令第10条第1項は、書面その他の継続的保存手段で記載されてその写しが引き渡される信用契約の形式面を定めている。この規定と契約の締結の有効性に関する構成国法は並存するとする。

当該指令第10条第2項は、信用契約の情報内容と情報提供の仕方について規定している。情報提供の仕方は、明瞭性と具体性である。

情報内容は、信用の種類、契約当事者及び信用仲介業者の身元及び住所、信用契約の存続期間、貸付総額と削減条件、支払の延期または連結信用契約における物またはサービスと現金払価格、借用利率・借用期間・借用利率の変更条件等、料金の年率・支払総額、支払の金額・数・頻度・順序、契約期間中の元本の償還の場合における償還表の形式を採った口座収支報告書の受領権、元本の償還のない料金または利息の支払の期間及び条件を示す説明書、預金口座維持料金等、延滞利息等、未払いに対する警告、公証人の費用の説明、保証と保険、撤回権の存否・期間・条件や債務の内容等、連結信用契約を締結した場合の消費者の権利及び行使条件の情報、早期の返済の権利・手続や貸主の補償請求権等の情報、契約の終了権の行使手続、裁判外紛争解決手段及びアクセス方法、他の契約約款、監督機関の名称・住所である。

当該指令第10条第3項は、第10条第2項における契約期間中の元本の償還の場合における償還表の形式を採った口座収支報告書の受領権に関連して貸主の義務を明記している。

当該指令第10条第4項は、貸付総額に満たない返済であるが元本を構成するために使われる場合における情報提供の内容を定めている。この内容は、

保証がなければ貸付総額の返済の保証をしないことを主たるものとする。

当該指令第10条第5項は、借越協約の形式かあるいは請求に応じてまたは3ヶ月以内に貸金を返済する信用契約の情報提供の内容と仕方を規定している。情報提供の仕方は、明瞭性と具体性である。

情報提供の内容は、信用の種類、契約当事者及び信用仲介業者の身元及び住所、信用契約の存続期間、貸付総額と削減条件、借用利率・借用期間・借用利率の変更条件等、料金の年率・支払総額、消費者が返済を要求される金額・時期等の諸条件、撤回権の行使条件、料金及び料金の変更条件の情報である。

当該指令第11条は、消費者の受領した貸金の借用利率に関する情報について規定している。当該指令第11条第1項は、借用利率の変更に関する情報提供を規定している。その変更実施前に変更実施後の支払金額と変更された支払の数及頻度を書面等で知らせることが、その内容である。

当該指令第11条第2項は、第11条第1項に規定された情報が定期的に与えられることを当事者間で合意できることを規定している。この情報は、借用利率の変更に伴うものである。

当該指令第12条は、借越協約に関連する貸主の義務についての規定である。当該指令第12条第1項は、消費者が口座収支報告書を媒介とし書面等によって定期的に受ける情報を定めている。この情報内容とは、期間、削減の金額と日付、従前の残高と日付、新しい残高、返済の日付と金額、借用利率、料金、最低支払金額である。

当該指令第12条第2項は、変更実施前の借用利率と料金の増加に関する書面等による情報提供についての規定である。借用利率の変更に伴う情報提供について口座収支報告書を媒介とし書面等によって定期的に与えられることを当事者間で合意できるとする。

当該指令第13条は、制限のない信用契約に関する規定である。当該指令第13条第1項は、当該契約の終了時期を定めている。1ヶ月以内の通知期間の合意がない限り、消費者はいつでも終了できる。しかし、貸主が行う当該契

約の終了については、書面等による2ヶ月間の猶予を与える必要がある。

当該指令第13条第2項は、当該契約を利用する消費者の権利を終了できる貸主の権利を定めている。ただし、その終了と理由を書面等で終了の前後に知らせる必要がある。

当該指令第14条は、撤回権に関する規定である。当該指令第14条第1項は、撤回権を行使できるのが14日以内とする。この起算点は、契約時または契約時前の契約約款と第10条の情報を受領した時である。

当該指令第14条第2項は、連結信用契約の場合における撤回権の行使期間の短縮に関する規定である。ただし、消費者の明確な要請を必要とする。

当該指令第14条第3項は、撤回権の行使に伴って消費者が行うべきことを規定している。まず貸主への通知義務で、これは発信主義に依拠する。次は、元金と利息の支払である。この利息とは、貸金を得た日から返済した日までの借用利率による利息である。両者の返済期限も定められていて、長くて30日より遅れてはならないとする。それ以外に貸主には原則として補償請求権はない。

当該指令第14条第4項は、撤回権の行為に伴って付随的サービスから免れることを定めている。

当該指令第14条第5項は、第14条第1項、第3項、第4項の適用される撤回権の場合における他の指令の相当する規定の不適用を定めている。

当該指令第14条第6項も、第14条第1項乃至第4項が適用されない場合として公証人が介した信用契約を挙げている。当該指令第5条及び第10条に基づく権利の保証を条件としている。

当該指令第14条第7項は、構成国法の優越規定である。これは契約上の債務が履行されない期間に関する規定である。

当該指令第15条は、連結信用契約に関する規定である。当該指令第15条第1項は、物またはサービスに関する契約の撤回権の行使と連結信用契約の関係を規定している。連結信用契約の効力が消滅するという効果をもたらす。

当該指令第15条第2項は、物またはサービスに関する契約の債務不履行の

場合における連結信用契約の貸主に対する消費者の救済請求権についての規定である。

当該指令第15条第3項は、消費者が供給者に対して持っている権利についての貸主の共同責任または個別的な責任に適用される構成国法の優越規定である。

当該指令第16条は、早期の返済に関する規定である。当該指令第16条第1項は、消費者の義務の全部または一部の免責と貸付金の費用の減額を定めている。このことが何時でも可能であるとする。

当該指令第16条第2項は、早期の返済の場合における費用補償に関する貸主の請求についての規定である。この費用補償金は、早期の返済時と本来の契約終了時の間の期間に応じて金額が異なる。1年以上であれば貸付金の1%以下である。1年以下であれば0.5%以下である。

当該指令第16条第3項は、貸主の補償請求ができない場合を定めている。たとえば、貸付金の返済保証を内容とする保険契約や借越協約に該当する場合と固定されていない借用利率が適用される期間の場合である。

当該指令第16条第4項は貸主の補償請求ができる場合で、まず返済額が構成国法における上限額を超えている場合である。次は、より高額な補償請求ができる場合で、当該返済による損失が第16条第2項の言う費用補償金を超えていることを条件とする。費用補償金が損失以上のものであれば、費用補償金は減額される。損失の計算の仕方も規定されている。

当該指令第16条第5項は、費用補償金が返済時と契約終了時の間の利息額を超えないこととする。

当該指令第17条は、権利の譲渡に関する規定である。当該指令第17条第1項は、貸主の権利又は契約の譲渡の場合における消費者の抗弁権を規定している。当該指令第17条第2項は、消費者への通知義務を定めている。貸主が完全に離脱していない場合は、通知義務はない。

当該指令第18条は、黙示の借越協約に関する規定である。当該指令第18条第1項は、借越協約における情報提供に関する規定である。この情報は借用

利率・料金・料金の変更条件等に関するもので、書面等で定期的に提供されることになっている。

当該指令第18条第2項は、1ヶ月を超える借越協約における消費者に対する書面等による情報提供義務を定めている。提供される情報は、借越協約、金額、借用利率、違約金等である。

当該指令第18条第3項は、借越協約の期間が重大な場合における構成国法上の措置の優越規定である。

当該指令第19条は、料金の年率の計算方法に関する規定である。当該指令第19条第1項は、料金の年率を付属書I第1部の計算式に従わせている。

当該指令第19条第2項は、その計算のために貸付金の総費用を決める必要があるとする。この費用の中から約束の不履行による料金や購入代金以外の料金は差し引かれている。支払取引と削減を記録する預金口座を維持する費用等が貸付金の総費用の中に入るための条件を示している。

当該指令第19条第3項は、料金の年率の計算の条件として当該契約が契約期間有効で当事者が約款に基づき契約日までに履行することを考慮すべきとする。

当該指令第19条第4項は、第19条第3項の場合と異なって、多様な借用利率の場合と料金の年率の中に量化できない経費のある場合における料金の年率の計算の条件として、最初の借用利率と経費が固定され契約終了時まで適用されることを定めている。

当該指令第19条第5項は、料金の年率の計算における付属書Iの条件の充足を規定している。さらに追加条件や現行条件の修正に言及している。この手続は当該指令第25条第2項に拠るとする。

当該指令第20条は貸主の規制に関する規定で、金融会社から独立した機関による監督と規制を定めている。

当該指令第21条は信用仲介業者の債務に関する規定で、信用仲介業者の権限の範囲、消費者が支払う料金の開示や当事者間の合意、当該料金についての信用仲介業者から貸主への通知を採り上げている。

当該指令第22条は、調和規定の不可侵性、消費者の権利の非放棄性、当該指令の実施のための規定に関する合意による脱法行為の禁止、第3国の法の選択による消費者保護の剥奪の回避を定めている。

当該指令第23条は、当該指令の実施のための規定の侵害に対する刑罰に関する規定である。当該指令第24条は、裁判外紛争処理手続きの創設と既存制度の拡充を定めている。

当該指令第25条は、委員会の手続きに関する規定である。当該指令第26条は、委員会への情報提供に関する規定である。当該指令第27条は、置き換え規定である。当該指令第28条は、ユーロを構成国の独自の通貨に換算する場合の交換率を定めている。当該指令第29条は、指令87/102/EECの廃止に関する規定である。当該指令第30条は、経過措置に関する規定である。当該指令第31条は、施行に関する規定である。当該指令第32条は、名宛人について規定している。

4. 6. 1. 7. 2 当該分野の域内市場の機能と消費者保護の水準に対する消費者信用指令の経済的影響に関する評価規準の確立についての報告書

本報告書は、⁽⁹²⁾目次で示されているように、序説、研究方法とデータ収集、域内市場の現状、消費者保護の水準、結論等について論じている。域内市場の現状と消費者保護の水準において評価基準に対応した重要な発見と結果が書かれている。結論等において今後の研究方法にも言及している。

重要な発見と結果に関する個所は、消費者信用の市場規模の対GDP比と金額（ユーロ）を表示し、消費者信用市場の中で銀行市場が拡大し、当座勘定が普及していることを指摘する。電子販売網の影響等があって消費者信用商品が変化しているが、消費者信用の市場が構成国ごとに分裂していることから国境を越えた貸付は少なく多様性が大きいとする。言語と文化が異なることがそれに影響を与えているとする。貸付相場の多様性もあるとする。

⁽⁹²⁾ GHK, op. cit. (90). Executive Summary and pp. 13-96.

その他に、消費者の関心事項は費用の節約で、消費者信用に関する苦情の数が国ごとに異なることや利子その他の手数料の透明性が求められていることを指摘する。他方で、消費者の満足度が高く金融に関する能力向上制度の存在が報告されている。期限前の返済に対する銀行が受ける補償の多様性が指摘されている。

結論等において、不満や質問に関する調和的な分類方法、定期的な満足度の研究、金融能力や行動パターンを評価する調査のような研究方法によって、より良い評価基準が得られるとする。

4. 6. 1. 7. 3 消費者信用契約と料金の年率の計算に関する研究報告書

本報告書は、⁽⁹³⁾消費者信用契約において最も重要な関心事項である料金の年率の計算についての研究である。本報告書は、序説で研究の目的、情報源、研究の構成を述べた上で、消費者信用契約の法的枠組みと料金の年率、消費者信用契約と欧州連合、料金の年率の計算の実例、料金の年率の計算のためのエクセル・シミュレーター、用語のリストを主たる対象にしている。この研究の目的は、2002年に提案された料金の年率の計算のための実例を本指令の規制の枠組みと金融商品に対応させるように改訂することと、料金の年率の計算のための科学的根拠を明らかにすることであったとする。これらの目的のために、規制の枠組み、料金の年率の技術的・金融的側面、実際の市場の状態を斟酌するとする。

消費者信用契約の法的枠組みと料金の年率において、料金の年率については消費者への開示と統一性が求められている。これを斟酌して完全調和を目的としているのが、本指令であるとする。料金の年率は広告や契約の前後で開示される。その際に、実例が消費者の理解のために提供される。料金の年率の計算における貸付金の費用項目についても、本指令の第3条(g)や第19条

⁽⁹³⁾ European Commission, Directorate-General Health and Consumer Protection, op. cit. (91). Executive Summary and pp. 22-188.

で規定されたことが指摘されている。料金の年率の計算について、費用項目の関係を示す数式、数式の説明、数式の内の費用項目の数量化の前提条件が言及されている。この場合も、本指令の第19条と付属書 I に関する詳しい解説がある。

消費者信用契約と欧州連合において、消費者信用市場の発展が構成国に応じて異なり、数量的にドイツ、フランス、イギリス、スペイン、イタリアが多いことが指摘されている。このことは、構成国の市場の多様性の原因として位置づけられている。他の原因も多数あるとする。それ故、完全調和を目指す本指令の意義があると評価されている。信用商品に関する情報収集に際して構成国や信用商品の規模や範囲、言語及び用語、信用契約の条件を斟酌すべきとし、情報収集の基準として選択と位置付けを挙げている。消費者信用契約の特徴を分析するために、料金の年率に関する条件が重要であるとする。その際に、分割クレジットとリボルビング・クレジットという分類法が採用されている。料金の年率に関連して、利息、利息以外の費用、保証、付加サービスが検討されている。分析の対象となっている信用商品は、個人貸付、分割払い購入契約、リボルビング・クレジット口座、クレジット・カード、借越協約の5個であるとする。これらの信用商品に対して、3個のアプローチから分析される。すなわち、商品の定義や規制措置の問題、商品と市場との関連性や信用契約の条件、商品の特徴と料金の年率の計算の条件であるとする。実際の多様な信用商品と付加サービスの販売によって、料金の年率の計算の条件の増大と貸付総費用の定義の拡大をもたらしているとする。本指令の適用範囲と明示及び黙示の借越協約及びリース契約との間の関連性を検討した結果、借越協約の定義が実務上の認識と異なっていることと、リース契約が適用除外となっていることが明らかになったとする。この点は、改善の余地がある個所である。

料金の年率の計算の実例を本指令の採択にあたって新しくしたとする。その方針は、本指令との適合性、実際の消費者市場との適合性、情報の追加に配慮したことであるとする。

料金の年率の計算のためのエクセル・シミュレーターにおいて、料金の年率のシミュレーターやソフトウェアに言及している。

用語のリストの個所では、利率、金額、期間、信用商品、カード、保証と保険、その他に分類して用語の説明を行っている。

4. 6. 1. 8 タイムシェアリング・長期休暇商品・再販買・交換契約

タイムシェアリング・長期休暇商品・再販買・交換契約に関する指令は、2009年に欧州議会と欧州理事会の共同決定によって成立したものである。⁽⁹⁴⁾当該指令については、営業所以外で交渉された消費者契約、パック旅行・パック休暇・パックスツアーに関する契約、消費者契約における不公正約款、遠隔地契約、消費財の売買及び保証契約の場合において述べたような、それぞれの指令と構成国法との比較検討を行っていない。当該指令の前身は、タイムシェアによる不動産の利用権の購入契約に関する購入者の保護についての1994年の指令である。⁽⁹⁵⁾旧指令の採択後に改正のための協議が行われてきた。この協議は当該指令に結実したので、将来の課題を探求する意味で当該指令の採択の際に行われた影響評価と欧州議会の決議を述べるだけに留めておきたい。

当該指令の採択の過程で、欧州委員会は、2007年にタイムシェアによる不動産の利用権の購入契約に関する購入者の保護についての1994年の指令の改正に関する影響評価を行なった。⁽⁹⁶⁾2008年には欧州議会がタイムシェアリン

(94) Directive 2008/122/EC of the European Parliament and of the Council of 14 January 2009 on the protection of consumers in respect of certain aspects of timeshare, long-term holiday product, resale and exchange contracts (Text with EEA relevance).

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/travel_en.htm#time)

(95) Directive 94/47/EC of the European Parliament and the Council of 26 October 1994 on the protection of purchasers in respect of certain aspects of contracts relating to the purchase of the right to use immovable properties on a timeshare basis.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/travel_en.htm#time)

グ・長期休暇商品・再販買・交換契約に関する指令案に対する決議を採択したのである。⁽⁹⁷⁾これらの文書の内容を紹介しておくことにする。

我国においても同様の分野の検討にとって示唆を得ることができると思う。

4. 6. 1. 8. 1 タイムシェアリング・長期休暇商品・再販買・交換契約に関する指令の内容

当該指令第1条第1項は、他の指令と同様に、域内市場の適切な機能と高レベルの消費者保護を目的として掲げる。第1条第2項はその適用範囲を事業者と消費者の間の取引に限定し、構成国法を侵害するものでないとする。この構成国法は、一般契約法、行政的な規制、権利の法的性質に関するものである。

当該指令第2条は、タイムシェア契約、長期休暇商品契約、再販売契約、交換契約、事業者、消費者、付随契約、継続的保存手段、行為準則、準則管理者に関する定義を定めている。契約の存続期間の中に更新や延長が含まれている。

(96) Commission of the European Communities, Commission Staff Working Document, Accompanying document to the Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the protection of consumers in respect of certain aspects of timeshare, long-term holiday products, resale and exchange, Impact Assessment, Brussels, 7. 6. 2007, SEC (2007) 743.

Commission of the European Communities, Commission Staff Working Document, Accompanying document to the Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the protection of consumers in respect of certain aspects of timeshare, long-term holiday products, resale and exchange, Draft Impact Assessment on the Revision of the Timeshare Directive (94/47/EC), Summary of the Impact Assessment, Brussels, xxx, SEC (2007) 744.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/travel_en.htm # time)

(97) European Parliament legislative resolution of 22 October 2008 on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on the protection of consumers in respect of certain aspects of timeshare, long-term holiday products, resale and exchange (COM (2007) 0303-C6-0159/2007-2007/0113 (COD)) P6_TA-PROV(2008)0511.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/travel_en.htm # time)

当該指令第3条は、広告の役割や内容を定めている。この規定によれば、広告において、契約前の情報の取得、取引目的と販売促進または販売イベントの性質、イベント中に情報が何時でも得られること、タイムシェアと長期休暇商品は投資対象でないことが記載されるとする。

当該指令第4条第1項は、契約前に提供されるべき情報に関する規定である。明瞭で理解しやすい方法で正確で十分な情報の提供が求められている。第4条第1項は、(a)乃至(d)に分けてタイムシェア契約、長期休暇商品契約、再販売契約、交換契約ごとに標準情報書式と当該書式の第3部に挙げられている情報を提供すべきであるとする。第4条第2項は、情報の料金を無料とし、容易にアクセスできる書面その他の継続的保存手段を媒介とすることを定めている。第4条第3項は、提供されるべき情報の言語に関する規定である。

当該指令第5条は、タイムシェア契約、長期休暇商品契約、再販売契約、交換契約に一般的に通じる規定である。第5条第1項は、契約書その他の継続的保存手段と言語に関する規定である。消費者が居住している構成国の言語が国籍を持っている構成国の言語を選択できるが、(a)では居住している構成国の言語で契約書その他の継続的保存手段が作成されることを追加することができるとする。(b)では不動産のある構成国の言語でタイムシェア契約書（公認翻訳書）を追加できるとする。さらに販売活動の領域にある構成国の言語で契約書その他の継続的保存手段が作成されるべきであるとする。この場合はタイムシェア契約に限定されていない。第5条第2項は、当該第4条第1項の情報が原則として変更できないことを定めている。例外的に情報を変更できる場合は、当事者の合意や不可抗力のある場合である。その変更があった場合は契約前に消費者に伝えられ、契約に明記されるとする。第5条第3項は、当該第4条第1項の情報の追加規定である。当事者の情報と契約の日時・場所である。第5条第4項は、事業者が行う契約前の注意喚起を定めている。主として撤回権に関するもので、当該契約条項はその他の契約条項とは別扱いにされる。撤回権に関する別の標準書式があつて契約書に追加

されるとする。第5条第5項は、契約時における契約書のコピーの受領権を定めている。

当該指令第6条は、撤回権に関する規定である。第6条第1項は、14日間の撤回権を消費者に与えている。第6条第2項は、撤回権の行使期間の起算点を定めている。契約締結日か契約書を受領した日のどちらか遅い方を起算点とする。拘束力のある予約日や予約書を受領日も起算点としている。第6条第3項は、撤回権の行使期間の消滅時点を定めている。第6条第2項の起算日から1年14日後とする場合と3ヶ月14日後とする場合がある。前者は撤回権に関する別の標準書式がなかった場合で、後者は当該指令第4条第1項の情報が提供されなかった場合である。これらの場合には事業者にはペナルティが課される。第6条第4項は、撤回権に関する別の標準書式が第6条第2項の起算日から1年以内に提供された場合には、その書式を受領日から起算するとする。また、当該指令第4条第1項の情報が第6条第2項の起算日から3ヶ月以内に提供された場合には、その情報の受領日から起算するとする。第6条第5項は、交換契約がタイムシェア契約とともにまたは同時に締結された場合における単一の撤回期間に関する規定である。

当該指令第7条は、撤回権に関する標準書式を利用した撤回権を行使する場合における消費者の通知義務を定めている。通知は発信主義である。

当該指令第8条は、撤回権の行使の効果として契約上の義務の終了のほか、消費者が何ら費用を負担せずサービスに対する代価も支払わないことを定める。

当該指令第9条は、事前の支払の禁止に関する規定である。第9条第1項は、タイムシェア契約、長期休暇商品契約、交換契約について撤回期間終了前の事前支払等を禁止している。第9条第2項は、再販売契約について売買の前または再販売の終了前の事前支払等を禁止している。

当該指令第10条は、長期休暇商品契約の支払の特則である。第10条第1項によれば、この支払は時間差を設けられた支払計画に基づき、事業者からの各14日前の催告書を伴う年単位の分割払いとなる。第10条第2項によれば、

第2回目の分割払い以降の消費者の契約終了権を規定している。これは、事業者からの催告書の受領後に行使できるものである。

当該指令第11条第1項は、撤回権を行使されたタイムシェア契約または長期休暇商品契約に付随する交換契約その他の付随契約の自動終了に関する規定である。第11条第2項は、タイムシェア契約、長期休暇商品契約、再販売契約、交換契約に関する撤回権を行使した場合における消費者信用契約の終了について規定している。第11条第3項は、当該終了に関する構成国の準則制定権を定める。

当該指令第12条は、第1項で消費者の権利の放棄ができないことを定めている。第2項で第3国法が適用される場合の消費者の権利保護を規定している。

当該指令第13条は司法・行政上の救済措置に関する規定で、事業者の指令遵守義務を定めている。

当該指令第14条は、第1項で消費者に対する指令や行為準則の情報提供義務や共同体レベルの行為準則の作成を定めている。第2項で裁判外紛争解決手段の利用について定めている。

当該指令第15条は、指令遵守違反に対するペナルティーを定めている。当該指令第16条は、当該指令の置き換えに関する規定である。当該指令第17条は、当該指令の再検討に関する規定である。当該指令第18条は、旧指令の破棄に関する規定である。当該指令第19条は、当該指令の施行に関する規定である。当該指令第20条は、当該指令の名宛人に関する規定である。

4. 6. 1. 8. 2 タイムシェアによる不動産の利用権の購入契約に関する購入者の保護についての1994年の指令の改正に関する影響評価

本影響評価書は、⁽⁹⁸⁾まず当該契約の複雑さを指摘している。具体例として、当事者間の責任の分担の不明瞭さで、リゾート地と管理会社に当該契約上の責任がないことが消費者に理解されていないことを採り上げている。

旧指令の改正として、行動を起こさないことや法的措置を行わないことという選択肢は採用されず、垂直的な旧指令の改正が採用された。この方法によると良い影響が出てくることが予想された。

たとえば、経済的影響の中の消費者に対する影響として、撤回権等の存在から生ずる信頼の向上、危険な業者の排除、情報提供の改善、明瞭な透明性のある権利が可能であるとする。事業者に対する影響として、撤回期間の統一による法的安定性、法的助言の必要性の低下、越境取引の活発さ、商品イメージや信頼の改善、言語条件の改善、商品の範囲の規制と危険な業者の排除、不公平な競争の除去、小規模業者の利潤の増大、管理費用の削減があるのではないかと推測している。投資と競争に対する影響として、魅力的な市場への転換を指摘している。

社会的影響として、就業の増大、人的資源の多様化と様々な技術の需要、消費者の被害の減少が推測できるとする。

環境的影響は、現行のリゾート地の拡大と新規のリゾート地の発生から導き出されている。管理費用も少なく済むと判断されている。

垂直的な旧指令の改正は総じて有益と結論づけられている。たとえば、規制対象が広がること、法律上の権利と保護が与えられていること、14日間の撤回期間の導入が挙げられている。事業者の認可も視野に入っている。

本影響評価書によれば、当該指令の肯定的評価ということになる。

4. 6. 1. 8. 3 タイムシェアリング・長期休暇商品・再販買・交換契約に関する指令案に対する欧州議会の決議

前述した本影響評価書の後で2008年10月22日に、タイムシェアリング・長期休暇商品・再販買・交換契約に関する第1読会における欧州議会の見解が表明され、⁽⁹⁸⁾タイムシェアリング・長期休暇商品・再販買・交換契約に関する

(98) Commission of the European Communities, op. cit. (96), Impact Assessment, pp. 53-57.

Commission of the European Communities, op. cit. (96), Summary of the Impact Assessment, pp. 2-5.

る指令案に対する欧州議会の決議が採択された。⁽¹⁰⁰⁾

欧州議会の決議は、欧州委員会の法案に対する修正意見に関するものである。この修正意見は、第1読会における欧州議会の見解に一致すると推測する。

当該見解において、法文と付属書が掲載され、法文の前に理由が示されている。この理由は指令の採択に当たって通常記載されているもので、当該指令の法文の前にも記載されている。前述した本影響評価書とは異なった観点から述べられているので、当該見解の理由を概観しておくことにする。

当該見解によれば、旧指令の改正の動機として、長期休暇商品とタイムシェアの再販買及び交換契約のような新商品及び新たな取引形態が出現したことと、脱法行為があったことである。それ故、競争の歪みや消費者保護の不十分さを生んできたので、これらを共通のルールの採択によって除去しようと考えている。長期休暇商品とタイムシェアの再販買及び交換契約の分野の完全調和を目的としているのである。しかし、調和規定がない場合には構成国の自由であって、対象外事項に当該指令を適用することも自由であるとする。

脱法行為を斟酌して契約の定義の重要性が指摘され、その定義から除外されるものとして宿泊設備の多数の予約、通常のリース契約、通常の会員奉仕制度が採り上げられている。

他の指令との関係について、パック旅行・パック休暇・パックツアーに関する契約についての指令と無関係であるとし、不公正な取引慣行に関する指令との比較から情報提供や売買のイベントに関する詳細な規定を提案してい

(99) Position of the European Parliament adopted at first reading on 22 October 2008 with a view to the adoption of Directive 2008/.../EC of the European Parliament and of the Council on the protection of consumers in respect of certain aspects of timeshare, long-term holiday products, resale and exchange (Text with EEA relevance) P6_TC1-COD(2007)0113.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/travel_en.htm # time)

(100) European Parliament, op. cit. (97)

る。情報の明瞭性だけでなく、消費者にとって容易にアクセスできる情報提供が指摘されている。期間・日・期限に関する規則はそのまま適用されるとする。

言語を選択する消費者の権利が保証されるべきであるとする。これは契約前の情報や契約の内容だけでなく、契約の履行や執行の場合も対象となっている。

消費者の撤回権について、理由を明示することなく費用もかからないものが考えられ、撤回期間や撤回権の行使方法及び効果の調和化が主張されている。撤回期間終了前の前払いの禁止を含むべきであるとするが、再販売契約の場合は売上の履行や再販売契約の終了までを基準としている。本契約の撤回に伴って信用契約その他のサービス契約が撤回されるべきであるとする。この場合に消費者に費用がかからないとする。

消費者の効果的な救済方法について、主として契約前の情報や契約に関する諸規定の違反の救済が対象となっているが、そのためにも撤回権に存在意義があるとする。

長期休暇商品契約について、時間差の付いた支払計画の支払金額が1年後に調整されるとする。インフレを考慮した金額の増減になる。

契約債務に適用される法に関する規則が適用される。この規則によって第3国法が適用される場合において消費者の保護に欠ける場合を回避するために、追加措置が講じられるべきであるとする。民事及び商事の判決の承認と執行に関する規則も適用される。

契約前の情報提供と契約時の情報提供などの消費者保護を徹底するために、罰則の必要性が指摘されている。より一般的に指令違反に対する法的救済の必要性があるとする。裁判外の紛争解決機関の設置も必要であるとする。

消費者への当該指令の内容の情報提供、事業者と準則管理者への行為準則の内容の情報提供、行為準則の起草に対する消費者団体の関与が指摘されている。

その他に、補充性の原則、比例性の原則、欧州人権条約や欧州連合人権憲

章を遵守しているとする。当該指令と構成国の置換え措置の対応表の作成と公表が奨励されている。

4. 6. 1. 9 消費者の権利に関する指令案—消費者共同体法の再検討

2007年に消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパーが欧州委員会によって発表された。⁽¹⁰¹⁾この時に再検討の対象となっていた指令は、営業所以外で交渉された消費者契約、パック旅行・パック休暇・パックツアーに関する契約、消費者契約における不公正約款、タイムシェアによる不動産の利用権の購入契約、遠隔地契約、消費者に提供される商品価格の指示、消費者の利益保護のための差止命令、消費財の売買及び保証契約に関するものであった。

これらの中で、消費者に提供される商品価格の指示に関する指令と消費者の利益保護のための差止命令に関する指令以外についての指令の改正状況をすでに論じた。その際に明確に指摘しなかったが、営業所以外で交渉された消費者契約、消費者契約における不公正約款、遠隔地契約、消費財の売買及び保証契約を対象として、消費者の権利に関する指令案が作成されるに至ったのである。⁽¹⁰²⁾

ここではまず、消費者の権利に関する指令案の制定過程のきっかけとなった消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパーと関連文書を消費者の権利に関する指令案の内容と立法過程の説明に先立って論じておくことにする。

我国において、消費者保護に関する包括立法が提案されている現状から、⁽¹⁰³⁾消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパー及び関連文書と消費者の権利に関する指令案に関する議論は参考になるのではないかと思う。

(101) Commission of the European Communities, Green Paper on the Review of the Consumer Acquis, Brussels, 08.02.2007, COM (2006) 744 final.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

(102) 欧州連合のホームページ

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

4. 6. 1. 9. 1 消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパー

本再検討は、⁽¹⁰⁴⁾幾つかの目的を持っている。この目的は、規制枠組みの簡素化と完成による良好な規制や、消費者のための域内市場を確立することであるとする。後者は、消費者保護と企業の競争を両立させ、補充性の原則を内容としている。すなわち、これらは、消費者の信頼の醸成と消費者が同じ権利と救済手段を持つことや、企業にとっての予測可能な規制と簡素なルールによる費用の削減と域内取引の拡大を意味しているとする。また、消費者指令の現代化を達成することである。これは、規制枠組みの簡素化と改善に加えて、消費者保護の改善と拡大を意味しているとする。

本再検討は、他の共同体法との関係を明らかにしておかなければならないとする。電子商取引、知的財産権、法の抵触、金融サービスに関する領域との関係が採り上げられ、これらの領域と本再検討の分野は分けて規律すべきであるという見解が主張されている。

本再検討の動機の1つは、デジタル技術やデジタルサービスのような新しい市場の発展に対応していないことである。事例として、オンライン・オークションやソフトウェア及びデータが採り上げられている。前者は遠隔地契約に関する指令に、後者は消費財の売買及び保証契約についての指令に関わり、規制から除外されていることが指摘されている。

もう1つは、現行の指令が指令よりも高い水準の消費者保護を各構成国に認めていることや指令相互間で首尾一貫していない部分があることである。このことによって、現行の指令に基づく構成国法がばらばらであることが指摘され、取引費用が多くなり取引が抑制される結果が生じているとする。

さらに、他の構成国の事業者との取引において消費者保護が不十分ではないかという信頼感の欠如が挙げられている。撤回期間、撤回権の行使方法、

(104) 日本弁護士連合会、「消費者基本計画」に対する意見書、2010年1月21日、5頁以下。
(<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/100121.html>)

日本弁護士連合会、新たな「消費者基本計画（素案）」に対する意見書、2010年2月18日、6頁。(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/100218.html)

(105) Commission of the European Communities, op. cit. (101), pp3-32.

物品の返還費用などの相違がその根拠として指摘されているのである。

これらに対処するための現行の指令の改正の方法として、垂直的アプローチと水平的アプローチが採り上げられている。前者は個別的な指令ごとに改正する方法である。しかし、この方法は個別的な領域の特殊性に対処できる長所があるが、これ自体が欠点になると考えられて水平的アプローチの長所が指摘されている。この水平的アプローチは混合的アプローチとも言われている。混合的アプローチは、場合によって垂直的アプローチを含むものである。水平的アプローチは、法概念、撤回期間、撤回権の行使方法、契約約款、売買などの共通規定を作るものである。その他に、何ら立法行為をしない選択肢についても言及しているが、現状の問題を解決するものではないとして否定的である。

混合アプローチを採った場合にも様々な方法がある。金融サービスや保険のような特別な場合を除いて国内外に適用される枠組み、国外の取引だけに適用される枠組み、国内外の遠隔地の売買だけに適用される枠組みが挙げられている。国外の取引と国内の取引を分ける欠点や遠隔地の売買と対面の売買を分ける欠点が指摘されているので、最初の枠組みが望ましいと考えていることが推測できる。

調和の程度について、最低限度の調和が指摘されているが、構成国ごとにばらばらになるという理由で否定的である。これを除くために完全調和が採り上げられている。しかし、あらゆる場合の完全調和の実現の困難さが指摘されていて、特定の分野の相互承認と組み合わせる方法も提案されている。この提案は、最低限度の調和と相互承認を組み合わせる方法となる。しかし、相互承認がなされない場合がある。その他に、最低限度の調和と出発国法を組み合わせる方法が指摘されているが、構成国ごとにばらばらになるとして否定的である。

付属書 I において協議の対象となっている問題点は、最低限度の調和と選択条項から生じている規制の不足と消費者保護の欠如に関するものであるとする。その問題点は、共通事項と売買に特有なものである。共通事項の中に

入るのは、消費者と事業者の定義、信義と公正な取引の原則、契約約款、撤回権の行使期間や行使方法、一般的な契約上の救済手段などであるとする。売買に特有なものは、売買の範囲（無体物を含むのか否か）、引渡、危険の移転、適合性の欠如や繰り返される欠陥と中古品などに関する救済手段の構造、生産者の直接責任、商事保証などであるとする。これらの事項について、付属書 I に質問と解説が書かれている。

4. 6. 1. 9. 2 消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパー についての公開協議の結果報告書

本報告書によれば、⁽¹⁰⁵⁾本再検討に対する回答の多くが全体として個々の指令の改正を伴った水平的立法手段を求めているとする。すなわち、国内外に適用される完全調和を目指す混合的アプローチが支持されたのである。したがって、法概念の共通の定義、撤回権に関するルール、不公正な契約約款の禁止リストや推定リストに賛成している。新たな潮流であるデジタルサービスに関する消費者保護も関心事項になっていたとする。

本再検討に対する回答をさらに詳しく採り上げてみると、混合アプローチを採用し国内外の消費者契約を対象としているとする。完全調和が全体として支持されているが、構成国の多くはその範囲を限定して、事業取引の障害となっていて消費者にとって越境取引を抑制する分野にすべきであるとする。事業者の多くも法概念などの問題に限定して完全調和に賛成しているとする。意外にも消費者団体の多くは目的地国法と最低限度の調和の結び付きを支持していて、完全調和に賛成している意見も紹介されているがその範囲は制限されているとする。したがって、全体として完全調和と言っても特定の分野の完全調和で一致しているにすぎないと言えるであろう。

相互承認原則に対する一般的な支持はないとする。このことは、当時検討

(105) Commission of the European Communities, The Health and Consumer Protection Directorate General, Commission Staff Working Paper, Report on the Outcome of the Public Consultation on the Green Paper on the Review of the Consumer Acquis, 2007, pp3-16. (http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

されていた Rome I 規則案第 5 条の消費者国法との関連性や最低限度の調和との関連性を理由としている。しかし、少数ながら相互承認原則を受け入れる条件として、域内市場の完成や一部の立法分野を挙げているとする。完全調和の観点から相互承認原則を支持する見解があるとするが、Rome I 規則案との関連性を斟酌して法の適用の困難さを指摘している。出発地国法の原則は支持されていないとする。このことは、Rome I 規則案の目的地国法の原則を意識している。

消費者と事業者を定義することについて賛成が多いとする。ただし、消費者の定義について事業とかかわりのない目的のために行動する自然人とするのか小規模事業者や利益を追求しない団体を含むのかなどにおいて争いがあるとする。

私人間の契約において仲介者が介入する場合について、仲介者の定義の困難さなどを理由にして消費者契約から除く意見が多いとする。ただし、相手方に他方の消費者を代理していることを告げるべきだとする見解や仲介者を事業者の定義に含める見解が指摘されている。

信義則及び公正な取引の原則に関する一般条項について賛否が分かれているとする。その反対理由として、一般契約法の問題であることや統一的内容を確定することが困難で法解釈も分かれるという点を挙げている。

当事者間で個別的に交渉された契約条項に対し不公正か否かの審査を行うことについても賛否が分かれているとする。その反対理由として、法の伝統に反すること、契約の自由に委ねるべきこと、不公正な取引慣行に関する指令で規律できることなどを指摘している。逆に賛成理由として、事業者の知識の量や専門性を挙げている。中立的な意見として、消費者が契約約款の内容に影響を与えた場合を除くとしたものがあるとする。

不公正な契約約款の禁止リストや推定リストに賛成するものが多いとする。しかし、それらよりも現行のリストに長所があると考えている意見や禁止リストだけに限定する意見が紹介されている。

代金や契約の対象に対しても不公正か否かの審査を行うことについて反対

意見が多いとする。その理由は、市場の経済原則、消費者の自由な選択、契約自由の原則に委ねるべきことであるとする。しかし、不正審査を行うことに賛成する見解は、アンバランスの改善を理由として挙げている。

情報提供の不履行の対処方法について、一律に撤回期間を拡大するよりも不履行となった情報提供に対応した救済手段を支持する者が多いとする。したがって、場合によって、不正確な情報提供を契約の取消に結び付け、情報提供の不履行に対して撤回期間の延長等を認める対処方法に好意的である。この方法は、情報の重要さの相違、情報提供の不履行の仕方、撤回期間の延長から生ずる法的不確定性の観点から妥当なものであると理由付けられている。

撤回権の行使期間について、統一的な撤回期間に賛成する者が多いとする。しかし、実際にどのくらいの期間にするのが妥当かについて意見が分かれている。少数ではあるが、2つのグループに分けて撤回期間を分類する考え方に賛成する者がいるとする。2つのグループは、大雑把に訪問販売及び遠隔地契約のグループとタイムシェアリングのグループに分けられている。

撤回権の行使方法について、統一的な手続にするのが適切であるとする意見が多いとする。ただし、書面による通知が証拠のために必要であることが承認されているが、一般的に用いられる標準方式と分野ごとの通知の方式の何れにするのかで意見が分かれているとする。

撤回権を行使した場合における物の返還費用について、この負担者を消費者にするのか事業者にするのかで意見が割れているとする。事前に事業者に危険を負担させておくのが政策的に良い、あるいは、何ら理由なしに撤回できることや撤回権の濫用の防止の観点から消費者にその返還費用を負担させるべきであることがそれぞれの理由として挙げられている。物の返還費用を個別的に規律する立場から、物の返還費用を負担しないことが代金の増額に結び付くという理由付けをしている。この立場は、販売方法の多様さから生ずる影響、分野ごとの規制、返還物の価値の下落に対する対応方法、無体物の返還前に複写した場合の対応方法を課題として採り上げている。

一般的な救済方法の必要性について、構成国法に委ねるべきだとする意見と消費者契約一般の救済方法が必要だとする意見に分かれているとする。前者は構成国法の適用の正当性を理由とし、後者は消費者保護がばらばらになっていることを挙げている。

一般的な損害賠償法について、賛否が分かれているとする。反対意見の理由として指摘されているのは、構成国法の存在と精神的損害賠償の定義の困難さである。賛成意見の理由は、統一的な消費者保護を採り上げている。裁判外紛争解決手段も指摘されているとする。

消費財の売買及び保証契約に関する指令の範囲の拡大について、自動車レンタル契約のような物が供給される契約を含めることに賛成する者が多いとする。しかし、デジタルコンテンツ契約に対しては賛否が分かれているとする。反対理由として、ソフトウェアの性格が指摘されている。賛成意見は、ソフトウェアやデータを含むべきであるとする。

消費財の売買及び保証契約に関する指令を競売の中古品に拡張することについて、賛否が分かれているとする。争点は、競売の概念や購入前の物の検査の有無であると指摘している。

引渡概念の定義及び危険の移転の概念の定義について、賛成意見が多いとする。しかし、引渡概念の多様性や消費者の受領遅滞に関する特別な規制が指摘されている。

救済までに物を利用できなかった期間についても保証を及ぼすべきか、または、繰り返される欠陥に対処するためにその修繕後の特定の期間にも保証を及ぼすべきかについて、賛成が多いとする。ただし、期間の特定や繰り返される欠陥のある物の交換について提案がなされている。しかし、反対意見は、法的安定性の欠如や負担の増加を理由としている。

中古品の欠陥の責任期間について、通常よりも短期の期間を設定する意見が多いとする。しかし、消費者の弱い立場を考慮して反対する意見が紹介されている。

欠陥が引渡時に存在しなかったことの証明の負担について、最初の6ヶ月

間は事業者が負担するという現行案と保証の全期間は事業者が負担するという改革案が出されていたが、多くは現状維持の意見であったとする。この理由は、事業者の過度の負担や消費者の濫用の危険などにある。しかし、改革案に賛成する者がいて、消費者の専門知識の不足を理由として挙げていた。ただし、腐敗しやすく壊れやすい物は別とする。

消費者が利用できる救済方法の順序について、①物の修繕または交換と次に、②代金の減額または契約の解除とする現行案、物の修繕、物の交換、代金の減額、契約の解除のいずれも自由とする第1改革案、①物の修繕、物の交換、代金の減額と次に、②契約の解除とする第2改革案が提示されていたが、現行案が多いとする。この理由は、効率性と公平性にあるとする。現行制度の複雑さには用語の明瞭化が必要であるとする。

消費者が売主に瑕疵を通知する義務について、賛成する者が多いとする。ただし、消費者に負担を掛けないことが条件であるとする。通知の期限については、合理的な期間内とする意見と2ヶ月とする意見に分かれているとする。その義務の導入に反対する者は、消費者の負担を理由としている。

契約の不適合性に対する直接の生産者の責任について、賛否が分かれているとする。直接の生産者の責任を認める理由として、越境取引の促進、生産者を容易に特定できること、商事保証の存在を挙げている。他方で、その反対理由は、契約上の苦情を処理できないことと、生産者よりも売主の方に責任を負わせることに相手方に対する保護の妥当性があることを挙げている。

商事保証の内容を伝えていない場合のルールについて、賛否が分かれているとする。この反対理由として、商事保証の任意性、責任危険の大きさ、契約自由の原則を挙げている。

商事保証の譲渡性について、その規制に対して賛否が分かれているとする。この賛成理由として、保証と特定の物との関連性を採り上げて、事業者の負担とはならず再売買による保証の継続性が妥当であるとする。

商事保証を物の特定の部分に限定することについて、賛否が分かれているとする。この反対意見は、その旨の情報提供義務をまず履行すべきであって、

この義務の不履行の場合や特別の定めがある場合には例外的に物全体が保証の対象になるとするものである。当該情報提供義務について支持する消費者が多いとする。事業者は保証の任意性などを理由にして賛成意見に与している。

その他の問題として採り上げられているのは、まず、契約上の債務に適用される準拠法、電子商取引指令等の各種指令、共通の参照枠組みとの関連性である。

消費者の権利の実現との関連で、集団訴訟の可能性を指摘している。裁判外の紛争解決手段の増大やアクセスの容易さ、構成国における法の実行の確保や市場の監視、ECC ネットの強化、消費者教育が採り上げられていた。

パック旅行・パック休暇・パックスターに関する契約や遠隔地契約の内容に関する提案があったとする。後者は、携帯電話における情報の表示量、継続的保存手段の定義、オンライン競売の適用可能性を指摘している。

契約前の情報提供について、契約前の情報提供のルールを作成、その内容の一貫性、多くの情報と情報の利用の改善がテーマになっているとする。

アフターサービスの充実、60ユーロ乃至120ユーロ以下の取引に対する情報提供の特別のルール、販売の対象を限定する地域差別、小規模事業者を消費者に含めることが提案されたとする。

4. 6. 1. 9. 3 消費者共同体法の再検討に関する影響評価のための予備作業

本予備作業は、⁽¹⁰⁶⁾消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパーに対する学者、消費者グループ、事業者、公共機関、法実務家その他の人々からの回答を分析したものである。これは、前述した消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパーについての公開協議の結果報告書と同じ性格のものである。したがって、両者は重複するので、本予備作業の示唆的な部分だけを紹介しておくことにする。

本予備作業によれば、共通の問題として意識されているのは、再検討の対

象が8個の指令だけで良いのか否か、各指令の間の矛盾などの問題点が構成国法の中で解決済みなのか否か、小規模事業者に配慮しているのか否か、出発地国法の原則と目的地国法の原則のいずれが妥当か、消費者共同体法を再検討するための十分な時間を充たしているのか否か、消費者保護の水準と反作用としての消費者の代金等の負担との関係をどのように考えるべきか、法の改正とその影響評価をどのように考えるべきか、消費者とは弱者なのか自己判断能力を持った者なのかという問題であるとする。

これらとは別に、特定の者だけで意識されている問題は、事業者から出された諸問題の横断的な再検討の当否、消費者から出された法改正の不十分さ、法の適切な実施、集団訴訟の効率さ、特定の年齢以下の者への宣伝活動の禁止、十分な情報提供、法実務家及び公共機関から出された裁判外紛争解決手段の増加や集団的救済手段の効率化、事業者対消費者間の取引と事業者間の取引の区別の正当性、アフターサービスの補充、消費者教育の増加と消費者の権利の情報提供、学者から出された救済手段の効率化、契約の自由の侵害などであるとする。これらの内容から、前述した共通の問題として意識されているものと異なることがわかる。

法律問題と異なる課題が指摘されていた。たとえば、言語、文化、消費者と売主との物理的距離、個人の好み、物の引渡、国際取引に関与しない企業に関するものであった。

消費者保護の強化から生ずる事業者の負担や現行法と重なる立法の当否も、欧州委員会の提案に関連して指摘されていた。裁判外紛争解決手段、法の実施の効率化、市場監視の強化も回答から得られたものであるとする。この点は、前述した法実務家及び公共機関や学者が指摘した問題点の中にあつたも

(10) GHK, CIVIC Consulting, Bureau van Dijk, Preparatory Work for the Impact Assessment on the Review of the Consumer Acquis, DG Health and Consumer Protection, Analytical Report on the Green Paper on the Review of the Consumer Acquis submitted by the Consumer Policy Evaluation Consortium, 2007, pp5-9, pp22-39.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

のである。

法実務家及び公共機関や学者から指摘されていた救済手段に関する問題が特別に採り上げられている。たとえば、消費者の権利の情報提供や当該情報の利用方法、消費者の弁護活動等への資金援助、消費者保護協力に関する規則等の強化、集团的救済手段、消費者と事業者の協議、法の実施と構成国の協力などである。

消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパーにおけるその他の個別の質問に対する分析は、前述した公開協議の結果報告書と違う場合もあるが、ほぼ同じである。したがって、この点は詳述しないことにする。

4. 6. 1. 9. 4 消費者共同体法の再検討のための会議

消費者共同体法の再検討のための会議が、2007年11月14日に開催された。この会議の目的はEUの消費者法の運用状態を知ることで、規制上の問題、小売市場の機能、消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパーに対する回答に出ていた問題を検討することであるとする。そのために、構成国における消費者法、完全調和の消費者契約法、引渡及び危険の移転が議論された。⁽¹⁰⁷⁾

これらの会議の詳細について述べることができないが、講演者の意見を概観しておくことにする。

Meglana Kuneva 欧州消費者委員は、⁽¹⁰⁸⁾国境を越えた事業者と消費者の間の消費者契約における最低限度の調和化による法の分裂を指摘する。この解決策として横断的な完全調和を内容とする立法や最低限度の調和化に基づく現行の構成国法の体制を指摘する。後者の方法については明確な反対を表明している。横断的な完全調和を内容とする立法と個別的な指令の改正を併存

(107) 欧州連合のホームページ

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

(108) Meglana Kuneva, European Commissioner for Consumer Protection, Stakeholder's Conference on the "Review of the Consumer Acquis", Brussels, 14 November 2007. (http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

させる解決策にも言及し、このような併存案を実質的に支持している。この経緯から、消費者契約の権利に関する枠組み指令が提案されている。この内容は、共通の法概念、撤回権、不公平な契約約款のブラックリスト及びグレイリスト、情報提供の条件からなる部分と、営業所以外で交渉された消費者契約と遠隔地契約に関する部分からなる。

Hans Schulte-Noelke 教授は、⁽¹⁰⁹⁾電子商店における物品の売買の実例を挙げて、国境を越えた事業者と消費者の間の消費者契約の問題点を指摘する。したがって、欧州共同体法の改善や選択可能な私法ルール (Optional Instrument) の採択を提案している。

METRO グループは、⁽¹¹⁰⁾生産者の直接責任を認めず消費者に過度な情報を与えず事業者にとって過度の負担とならない消費者保護を構想し、最大限度の消費者法の完全調和を目指している。

Ulric Jerome 氏は、⁽¹¹¹⁾国境による障害のない自由な取引を念願し、複雑さの軽減や同じ法概念の定義を行って調和化を提案している。

Paloma Castro 氏は、⁽¹¹²⁾消費者共同体法を改善して最大限度の調和化を解決策とし、当時提案されていたローマ I 規則が最低限度の調和化だけを行なう個別的な指令と併存することに危惧の念を抱いている。

Edith Appelmans 氏は、⁽¹¹³⁾すべての消費者契約に対する横断的な法制度が望ましいとするが、タイムシェアによる不動産の利用権の購入契約に關す

(109) Hans Schulte-Noelke, University of Bielefeld, Need for Action in EC Consumer Law—a short Case Study, Stakeholder Conference, Brussels, 14 November 2007.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

(110) METRO Group, Experiences with Cross Border Business, Thomas Rudelt, MAKRO CZ, Brussels, 14 November 2007.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

(111) Ulric Jerome, Managing Director Pixmania, UK, France, Nordics, A Company of DSG international plc, Stakeholder Conference, Brussels, 14 November 2007.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

(112) Paloma Castro, eBay Inc, Reducing Barriers to Cross-Border Ecommerce in Europe.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

る購入者の保護についての1994年の指令のような個別的な指令の改正を支持している。

Jim Murray氏は、⁽¹¹⁴⁾最大限度の横断的な法制度に全面的に賛成しておらず、ケースバイケースのアプローチに価値を見出している。両者をどうように結び付けるのかが争点であるとする。相互の承認の制度も分析する必要があるとする。最大限度の調和化の範囲の狭さに危惧の念を持っているので、その範囲を広く考えているが、契約法の一般理論との結び付きには賛成していない。当時提案されていたローマI規則案に賛成している。消費者共同体法の検討においてはデジタル技術の発展を十分に考慮すべきであるとする。

Carlos Almaraz氏は、⁽¹¹⁵⁾目標を設定され問題に比例した完全調和を提案している。すなわち、共同市場の法的安定性を述べていることから、相違のある構成国法に対して消極的な態度を採っている。したがって、消費者保護を同水準にして企業活動の障害を除去することや裁判外の紛争解決手段や市場監視及び行政協力を含んだ権利の容易な実現の確保を望んでいる。完全調和の範囲について、現行の指令の範囲内のものでこの範囲を超えた一般理論を考えているのではない。完全調和は国内取引と越境取引の両方に適用されて、相互承認という制度も活用すべきであるとする。このような方針の下で、より具体的な個々の法技術に対する提案を行なっている。たとえば、共通の法概念、撤回権の行使及び期限の計算に関する方法、消費者から売主に対す

(113) Edith Appelmans, ECC Belgium, Cross-border Consumer Complaints, Review of the Acquis Stakeholder's Conference, 14 November 2007.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

(114) Jim Murray, Speaking Note on the Intervention of Jim Murray, Director of BEUC the European Consumers Organization to the Stakeholder Conference on the Revision of the Consumer Acquis, 14 November 2007, Centre Borschette.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

(115) Carlos Almaraz, Deputy Director, BUSINESSEUROPE, Session 2: What should be included in a fully harmonized framework directive on consumer contracts?. SANCO Conference on the Review of the Acquis, 14 November 2007, Brussels.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

る契約の不適合の通知義務等の義務の明確化などを採り上げている。しかし、生産者の直接責任、不公平審査、信義則条項、司法上の救済方法、契約の自由の制限などは明記されないとする。

Patrice Pellegrino 氏は、⁽¹¹⁶⁾横断的な完全調和を提案している。この対象は、法概念の定義、クーリングオフの期間、撤回権の行使方法、引渡の定義を採り上げている。最低限度の調和化との関係にも言及している。

David M. Ortega Peciña 氏は、⁽¹¹⁷⁾完全調和に関連して共通の法概念、情報提供の条件、撤回権、濫用条項のリスト、無差別、消費者法の拘束力に言及している。

Susanne Czech 氏は、⁽¹¹⁸⁾横断的な法制度の対象をすべての消費者契約とし、国内外の区別を設けないとする。法概念の定義が重要であるとする。しかし、遠隔地契約は、個別的な法制度の中で規定するのが適切であるとする。

以上のように、講演者の意見に細部の違いがあるとしても、横断的な完全調和を支持していることが理解できる。

4. 6. 1. 9. 5 消費者法の比較分析と勧告

2007年に Hans Schulte-Noelke 教授の編集による「欧州共同体消費者法概説」が公表された。2008年にはその改訂版が公表されている。⁽¹¹⁹⁾

これは消費者法に関する構成国の立法技術を検討し、8個の消費者指令の置き換え状況を概観して共通の法の構造を確認し今後のあるべき法に対する

(116) Patrice Pellegrino (http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

(117) David M. Ortega Peciña, ORGANIZACIÓN DE CONSUMIDORES Y USUARIOS, Review of the Consumer Acquis-Stakeholder's Conference, What should be included in a fully harmonized framework directive on consumer contracts?-The position of Spanish consumers, Brussels, 14 November 2007. (http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

(118) Susanne Czech, EMOTA Secretary General, Review of the Acquis Stakeholder's Conference, What should be included in a fully harmonized framework directive on consumer contracts?, Brussels, 14 November 2007. (http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

勧告を行ったものである。その共通の法の構造において、消費者概念、事業者概念、撤回権、情報提供義務が個別的に検討されている。この検討を踏まえた勧告をここで紹介しておくことにする。

本勧告は、まず消費者指令の問題点を指摘する。この問題点は、指令の体系的欠如と曖昧さと、指令を置き代えた構成国法の相違及びここから生ずる越境取引の障害である。

それ故、共通の法概念の定義とルールを作成することが検討されて、たとえば、消費者・事業者・書面または継続的保存手段に関する法概念の定義、情報提供義務・撤回期間・撤回権の行使及び効果の明確化、権利の強行法規化や法の選択条項における権利の明確化が検討対象となっている。

これらの検討対象は、横断的な法制度と結び付けて行なわれている。したがって、この横断的な法制度の内容は、法概念の定義、一般ルール、一般的な情報提供義務、撤回権、不公正な契約約款からなるとする。ただし、消費財の売買及び保証契約、パック旅行・パック休暇・パックスーツァーに関する契約、消費者信用契約、不動産利用権のタイムシェアリングの位置付けや、遠隔地契約及び金融サービスの遠隔地契約における情報提供義務の位置付けは残された課題とされている。

その他に、不公正な取引慣行、電子商取引、製造物責任、保険法、投資サービスに関する指令やブラッセル I 規則及びローマ I 規則も検討対象になるとするが、差止命令と単位価格に関する指令と執行規則は除かれるとする。

このような検討の過程で、個々の指令における改正されるべき問題点とその解決の方向が指摘されている。ここで採り上げられている指令は、営業所以外で交渉された消費者契約、パック旅行・パック休暇・パックスーツァーに関する契約、消費者契約における不公正約款、不動産利用権のタイムシェアリング、遠隔地契約、消費財の売買及び保証契約、差止命令、単位価格に関する

(10) Hans Schulte-Noelke, EC Consumer Law Compendium-Comparative Analysis, February 2008, pp789-798. (http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis-en.htm)

るものである。

分析結果によれば、完全調和の方向であるが、保護水準の引き下げにならないために分野によっては最低限度の調和が適切ではないかという点が指摘されて、検討課題となっている。構成国のセーフガード手続も検討すべきであるとする。また、検討対象となっている指令以外の分野は、完全調和ではないので構成国に自由があるとする。

さらに、共通の参照枠組みに基づく越境取引に関する措置の性格や越境取引における救済手段の改善が指摘されている。

4. 6. 1. 9. 6 消費者の権利に関する指令案

4. 6. 1. 9. 6. 1 消費者の権利に関する指令案の性格

本指令案は、⁽¹²⁰⁾前述してきた消費者共同体法の再検討の過程で作成されたものであるとする。本指令案の策定の背景にあるものは、既存の消費者保護指令にあった最低限度調和条項から生じた構成国法のばらばらな性格にあった。この状態は抵触法によって解決できず、ばらばらな構成国法を遵守する費用は高く事業者及び消費者に対して不利益を与え、消費者教育や裁判外紛争解決手段に悪影響を与えると評価されている。したがって、この状態から脱するために本指令案が策定されたとするのである。つまり、域内市場の適切な機能と高い共通のレベルの消費者保護が本指令案の目的であるとする。

本指令案は、営業所以外で交渉された消費者契約、消費者契約における不公正約款、遠隔地契約、消費財の売買及び保証契約に関する各指令を統合し完全調和を内容とするもので、共通の概念、契約前の情報提供、売買契約を規定して消費者共同体法を簡素化しているとする。

本指令案は、営業所以外で交渉された消費者契約、遠隔地契約、消費財の売買及び保証契約に関する各指令や不公正な取引慣行に関する指令における

(120) Commission of the European Communities, Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Consumer Rights, Brussels, 8.10.2008, COM (2008) 614 final. (http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

情報提供の条件を導入して、この違反の効果を新設とする。また、欧州連合基本権憲章に規定されている基本権や EC 条約の基本原則との整合性にも配慮している。

ただし、本指令案は、補充原則や比例原則に服することを明記している。本指令案が事業者と消費者の間の契約法に限定されている意味で、補充原則が適用されるとする。本指令案は消費者契約法だけを対象とし、国内取引を含めている点に、比例原則が現れているとする。

本指令案は規則という法形式を採用せず、指令という法形式を採用している。この法形式を採る意味は、本指令案と矛盾しない限りで構成国の法概念と契約法の基本原則を承認し、構成国における単一で一貫した法体系の実現を可能にすることにあるとする。

本指令案の第 1 章は、本指令案の目的、共通の法概念、適用範囲、完全調和原則を定める。第 2 章は、事業者及び仲介業者による消費者に対する契約前の情報提供を定めている。第 3 章は、遠隔地契約及び事業所外の契約における消費者に対する情報提供と撤回権について規定する。第 4 章は、売買契約に対する消費者の権利を規定している。第 5 章は、契約約款についての消費者の権利を対象としている。第 6 章は一般規定で、第 7 章は最終規定である。付属書 I は、撤回権の行使に関する情報提供の内容を定めている。付属書 II は、不公正であるとみなされる契約約款を例示している。付属書 III は、不公正であると推定される契約約款を例示している。付属書 IV は、廃止される指令を採り上げている。付属書 V は、本指令案と営業所以外で交渉された消費者契約、遠隔地契約、消費財の売買及び保証契約に関する各指令の各条文の相関関係を示した図表である。その他に、立法上の財政的説明がある。

4. 6. 1. 9. 6. 2 消費者の権利に関する指令案の内容

前述したように、本指令案は、第 1 章乃至第 7 章からなる。付属書は、I 乃至 V からなっている。

第 1 章は、第 1 条乃至第 4 条からなる。第 1 条は、本指令案の目的規定で

ある。この規定は、域内市場の適切な機能と高いレベルの消費者保護を目指し、この手段として事業者と消費者間の契約の構成国法の接近化を採用している。

第2条は、法概念の定義規定である。たとえば、消費者、事業者、売買契約、物品、サービス契約、遠隔地契約、遠距離通信手段、事業所外の契約、事業所、継続的保存手段、注文書、生産物、金融サービス、専門的な注意義務、競売、公共の競売、生産者、商事保証、仲介業者、付随契約である。

第3条は、適用範囲に関する規定である。売買契約とサービス契約で事業者と消費者の間で締結されたものが、本指令案の対象である。金融サービスにも適用されるが、事業所外の契約、不公正な契約約款、一般規定の部分に限定される。不公正な契約約款についての消費者の権利に関する条項と既存の指令の適用関係や本指令案の第5条、第7条、第9条、第11条と既存の指令の適用関係も規定している。

第4条は、構成国法の完全調和を規定している。したがって、構成国は、本指令案の消費者保護よりも高いまたは低い規定を作ることができなくなる。

第2章は、第5条乃至第7条からなる。第5条は、売買契約またはサービス契約の締結前の一般的な情報提供義務の内容を個別的に列挙して定めている。この情報提供は、公共の競売の場合に語句の修正を伴って妥当する。この情報は売買契約またはサービス契約の構成部分になるとする。

第6条は、第5条の情報提供義務を履行しなかった場合における効果と救済手段を規定している。特に追加料金に関する情報提供義務を履行しなかった場合における追加料金の支払義務がないことや第5条の違反に対して構成国法の救済手段によることを定めている。

第7条は、仲介業者が消費者に対して行なう情報提供義務を定めている。仲介業者の情報提供の結果、消費者間の契約が成立し、本指令の適用外となる場合である。仲介業者がその情報提供義務を履行しない場合には、自分自身の契約になるとする。公共の競売の場合は除かれている。

第3章は、第8条乃至第20条からなる。第8条は、第3章が単に遠隔地契

約及び事業所外の契約を対象とすることだけを述べているにすぎない。

第9条は、遠隔地契約及び事業所外の契約における情報提供義務の内容を個別的に列挙して定めている。この情報は、第5条の場合と同様に、遠隔地契約及び事業所外の契約の構成部分になるとする。

第10条は、事業所外の契約における情報提供の方式と当該方式に従う事業所外の契約の有効要件を定めている。この有効要件は、注文書が書面の場合は消費者の署名が必要で、それ以外の場合は継続的保存手段における注文書のコピーの受領である。

第11条は、遠隔地契約における第9条(a)が定めた契約前の情報提供の仕方、電話の場合における最初の情報提供の内容、情報提供するために限られた場所または時間しかない場合における情報提供の内容、継続的保存手段による第9条(a)乃至(f)が定めた情報の確認を定めている。

第12条は、14日間の撤回権の行使期間と起算点を定めている。事業所外の契約の場合と遠隔地契約の場合を分けて、それぞれの場合について起算点を明示している。事業所外の契約の場合は、前述した契約の有効要件に対応させて、注文書が書面の場合は消費者の署名日で、それ以外の場合は継続的保存手段における注文書のコピーの受領日を起算点とする。遠隔地契約の場合は、物品の場合とサービスの場合に分けて、前者は物品の占有日で後者は契約締結日を起算点とする。期限前に消費者は撤回の通知をしておく必要がある。撤回期間中でも債務の履行は可能であるとする。

第13条は、事業者が消費者に撤回権に関する情報を提供しなかった場合における撤回権の消滅期間を定めている。事業者がすべての債務を履行した後の3ヶ月間をその期間として、撤回権に関する情報を提供した場合よりも長期の期間を設定している。これは、事業者に対するペナルティーである。

第14条は、撤回権の行使の仕方に関する規定である。撤回権は継続的保存手段で行い、事業者自身が作成した撤回書または標準撤回書を利用する。インターネットによる遠隔地契約の場合は、その他に事業者の義務として消費者に電子的記入を可能とした標準撤回書をウェブサイトに出しておくこと

が加わる。これに伴い事業者は撤回書の受領確認をする必要がある。

第15条は、撤回権の効果として当事者の義務、たとえば、契約上の債務の履行義務及び事業所外の契約の締結義務の消滅を例示している。

第16条は、撤回権が行使された場合における事業者の30日以内の代金返還義務と売買の場合の同時履行の抗弁権を規定している。

第17条は、売買の目的物の占有権が撤回期間中に事業者から消費者に移転した場合における消費者の14日以内の物品返還義務を規定している。この返還費用は、原則として消費者の負担となる。消費者は原則としてその物品の価値の減少に対して責任を負うが、サービス契約の場合は価値の減少に対して責任を負わず履行済みのサービスの費用を負担しないとする。

第18条は、本契約の撤回に伴う付随契約の自動的な終了を定めている。この詳細は構成国で定めることができるとする。

第19条は、遠隔地契約及び事業所外の契約における撤回権が行使できない場合を個別的に列挙して規定している。しかし、当事者間の特約でこのような適用除外を排除できるとする。

第20条は、前述した第8条乃至第19条が適用される遠隔地契約及び事業所外の契約に当てはまらない契約類型を定めている。

第4章は、第21条乃至第29条からなる。第21条は適用範囲に関する規定で、売買契約と物品供給契約が適用対象である。しかし、事業者が交換した予備の部品は適用対象外で、構成国の裁量として公共の競売における中古品の売買を適用除外できるとする。

第22条は引渡に関する規定で、契約から30日以内の事業者から消費者への占有の移転を引渡とする。事業者が消費者に物品の引渡をしない場合における消費者の代金返還請求権が認められている。

第23条は、消費者への占有の移転に伴う危険の移転を規定している。ただし、消費者が占有の取得のための合理的な措置を講じなかった場合における事業者の救済のために、消費者の占有取得時と異なる当事者の合意した引渡時を危険移転時とする。

第24条は契約の適合性に関する規定で、適合性の判断基準を個別的に列挙して定めている。しかし、適合性の欠如を消費者が知っていたかまたは合理的に知りえた場合や消費者の提供した材料に原因があった場合には、適合性の欠如を理由に事業者の責任を問えない。また、事業者が広告に拘束されない判断基準や物品の誤った設置が契約の適合性の欠如になる判断基準も定められている。

第25条は、契約の適合性の欠如に対する事業者の責任を定める一般規定である。この不適合性の基準時は、危険移転時である。

第26条は、第25条に基づいて消費者の救済手段を規定している。原則として救済手段の順序は、まず修繕または交換で、次に代金の減額または契約の解除である。この順序の判断基準が明示されている。しかし、この順序を無視して、いずれの救済手段も行使できる場合が存在する。たとえば、事業者による救済の拒絶・不履行がある場合、消費者に重大な不便が生ずる場合、同じ欠陥が繰り返される場合である。

第27条は、救済のための消費者の費用負担がないことや損害賠償を請求できることを定めている。

第28条は、一般的に危険移転時から2年間という責任の期限を設けているが、欠陥のある物の交換がなされた場合においては交換物の占有取得時から2年間という責任期限も定めている。中古品については、当事者間で2年以上1年以上の責任期限を特約できるとする。消費者に不適合の告知義務があるが、その発見から2ヶ月以内という制約がある。不適合の基準時としての危険移転時には、その時だけでなく6ヶ月の幅があるとする。

第29条は、商事保証の拘束力の根拠として保証書または広告を挙げている。保証書の書き方や内容を定めているが、保証書は継続的保存手段でも可能であるとする。

第5章は、第30条乃至第39条からなる。第30条は、事業者が予め作成した契約約款で消費者がその内容の形成に影響力を行使できなかったものを対象としているが、強行法規や国際条約に一致した契約約款を除外している。

第31条は、契約約款の表現方法、消費者に対する契約前の契約約款の告知、消費者の追加支払の明瞭な同意について規定している。

第32条は、まず付属書IIまたは付属書IIIに含まれない契約約款に対して不公正な契約約款と判断する構成国の役割を規定し、次に不公正な契約約款の判断基準を定めている。しかし、不公正な契約約款か否かの判断の対象にならないものとして、契約の主たる対象と報酬を挙げている。ただし、第31条の遵守を条件とする。したがって、契約の主たる対象と報酬も不公正であると判断される可能性がある。

第33条は、契約約款の交渉済みの証明責任の所在について規定している。第34条は、不公正であると判断される契約約款が付属書IIにあることを明示し、その修正の可能性があることを示唆する。

第35条は、不公正であると推定される契約約款が付属書IIIにあることを明示し、その修正の可能性があることを定めている。第36条は、消費者に有利な解釈を規定している。第37条は、不公正な契約約款には拘束力がないが、その他の部分には拘束力があるとする。

第38条は、不公正な契約約款の継続的な利用を防ぐ手段の確保を構成国に義務づけている。不公正か否かの判断を求める個人または団体の訴訟提起権や裁判所及び行政機関の防止手段を行使する権限も規定している。これらの対象となる者は、不公正な契約約款を現に使用している事業者に限定されるものではないとする。

第39条は、付属書II及び付属書IIIに掲載されていない契約約款を構成国が欧州委員会に通知する義務を定めている。このことは、付属書II及び付属書IIIの内容の修正を含んでいる。

第6章は、第40条乃至第46条からなる。第40条は、消費者契約の契約約款委員会の援助や他の条項との関連性を規定している。第41条は、当該指令の遵守手段と団体の訴訟提起権を定めている。第42条は、構成国法の違反に対するペナルティーや構成国法の実施確保措置などについて規定している。第43条は、消費者の権利放棄を認めない規定である。第44条は、消費者に対す

る構成国法と事業者等の行動規範の告知義務に関する措置を定めている。第45条は、不招請な生産物の供給の場合における消費者の対価の不払いやその供給に対する不反応を消費者のために正当化する規定である。消費者は何ら負担を引き受けることはない。第46条は、当該指令の置き換え規定である。

第7章は、第47条乃至第50条からなる。第47条は、廃止される指令を採り上げている。第48条は、当該指令の再検討に関する規定である。この規定は当該指令の施行後の見直しを意味している。第49条は、当該指令の施行規定である。第50条は、当該指令の名宛人を定めている。これは構成国を指しているのであって、構成国の個人ではない。

以上が、当該指令の内容を定める諸規定である。これらの諸規定を補うために、付属書がある。

付属書Iは、撤回権に関する情報提供に関するものである。付属書IAは、撤回書の送付先の事業者に関する情報、事業所外の契約・遠隔地売買契約・遠隔地サービス契約のそれぞれの場合における撤回権の行使条件、売買契約のすべてに当てはまる撤回権の行使の効果、インターネットによる遠隔地契約の特則、標準撤回書の利用に関することを記載している。付属書IBは、標準撤回書の書き方を記載している。

付属書IIは、不公正な契約約款に関するものである。これは、諸般の事情を斟酌して不公正であるとみなされる契約約款を例示している。たとえば、事業者の損害賠償責任の減免、事業者の債務の制限、消費者の権利の排除または妨害、証拠及び証明責任に関する消費者の不利扱い、契約の不適合や契約約款の解釈に関する事業者の有利扱いに関するものである。

付属書IIIは、不公正であると推定される契約約款に関するものである。したがって、反証を挙げて不公正であるとの推定を覆すことができる。ここには、12個の契約約款が例示されている。たとえば、消費者の権利の排除または制限、消費者からの支払金の一方的な保有、消費者に対する過度な損害賠償金の請求、事業者による一方的な契約終了権、事業者による理由のない一部条項未定契約の終了権、期間の定めのある契約の自動更新、事業者による

一方的な代金増額権、消費者の一方的な債務履行義務の負担、相手方の同意のない事業者による債務の移転、消費者の物品の再売買権の制限、事業者による一方的な契約約款の変更、オンライン契約における事業者による一方的な契約約款の変更に関するものである。

これらの中で、事業者による理由のない一部条項未定契約の終了権、事業者による一方的な代金増額権、事業者による一方的な契約約款の変更については適用されない場合が認められている。

付属書IVは、本指令案の採択及び施行に伴って廃止される指令を列挙している。付属書Vは、本指令案と営業所以外で交渉された消費者契約、消費者契約における不公正約款、遠隔地契約、消費財の売買及び保証契約に関する各指令における条項の相関関係を示したものである。その他に、立法上の財政的説明がある。この点は詳しく言及しない。

4. 6. 1. 9. 7 消費者の権利に関する指令案の影響評価書

欧州委員会は2008年に、消費者の権利に関する指令案に伴って影響評価書を作成して公表した。⁽¹²¹⁾本影響評価書は、多くの既存の消費者指令の問題点を指摘したうえで、どのような立法政策が良いのかを検討したものである。主として立法政策に重点を置いて、本影響評価書の内容を紹介する。

域内市場に内在する問題点である構成国法の分裂の原因を消費者指令における最低限度だけ構成国法を一致させれば良いとする調和条項、消費者指令の相互の間の無調整、消費者指令の無修正にあると捉えている。この構成国法の分裂は、越境取引に対する事業者の謙抑的な態度と消費者の信頼の欠如

(121) Commission of the European Communities, Commission Staff Working Document, accompanying the Proposal for a Directive on Consumer Rights, Impact Assessment Report, 2008, pp2-4, pp26-39.

Commission of the European Communities, Commission Staff Working Document, Accompanying Document to the Proposal for a Directive on Consumer Rights, Executive Summary of the Impact Assessment, Brussels, 30. 7. 2008, COM (2008), pp2-7.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

をもたらしているとする。

このような問題点を解決する方法として複数の立法政策が検討された。その中で、何ら行動を起こさないことを意味する現状維持政策は支持されていない。現状維持政策と類似している立法上の措置をしない政策は、意識の向上と自己規制を必要条件とする。意識の向上と自己規制の側面において現状維持政策よりも良いが、しかし構成国法の分裂を回避できるものではないとする。

さらに、構成国法の最低限度の調和を目指す政策、中程度の調和を目指す政策、最大限度の調和を目指す政策がある。これらの政策は、完全調和において共通点を持っているとする。

最低限度の調和を目指す政策における立法上の変化は、消費者、事業者、継続的保存手段に関する法概念の明確化と消費者を代理する仲介業者が提供する情報の補充にあるとする。

しかし、最低限度の調和を目指す政策は重要な法概念の調和化に役立つ側面があるが、しかし城内市場の機能や規制に対する効果は制限的なものであるとする。前述した構成国法の分裂の原因の1つとして消費者指令における最低限度の調和条項があることを確認しておく必要がある。

中程度の調和を目指す政策における立法上の変化は、最低限度の調和を目指す政策における立法上の変化に加えて、引渡、危険の移転、遠隔地契約、事業所外の契約に関する法概念の明確化、不公正な契約約款のグレイリスト及びブラックリスト、撤回期間、撤回期間の開始と延長、撤回権の行使及び効果、消費者への情報の内容と方式、契約の不適合に関する売主への通知義務、救済手段の順序、オンライン競売、モバイル取引及びテレビ取引に関するルール、遠隔地契約指令及び営業所以外で交渉された消費者契約の適用除外、遠隔地契約と対面契約のルールとの関係であるとする。

これらの立法上の変化は、域内市場の機能を良くすると評価されている。たとえば、事業者の負担軽減等の利益及び消費者の信頼感や低価格等の利益をもたらすとするのである。この中程度の調和を目指す政策に対する消極的

な側面の指摘は少なく、最も適切な提案であるとする。

最大限度の調和を目指す政策における立法上の変化は、最低限度及び中程度の調和を目指す政策における立法上の変化に加えて、繰り返し生ずる欠陥に対する保証の拡大、予備の部品に関する情報提供義務、支払システム、返済金の取得に関するルールにあるとする。しかし、管理費用や遵守費用が掛かるとする。

最低限度の調和を目指す政策または中程度の調和を目指す政策における立法上の変化と域内市場条項を組み合わせた政策については、ローマ I 規則からの逸脱、消費者の信頼を奪う悪影響、外国法の適用の困難さという消極的な側面が指摘されている。

本影響評価書の観点から、完全調和の範囲は、中程度の調和を目指す政策における立法上の変化に限定されることが明らかである。その他の政策は、前述した欠点があるために採用されていない。

4. 6. 1. 9. 8 消費者の権利に関する指令案と構成国の消費者法

前述した影響評価書に関連して、欧州委員会は、構成国法に対する本指令案の影響について個別的な条文に即して比較検討を行った。この比較検討は、比較表という形式で公表されている。⁽¹²²⁾この比較表によれば、構成国法が分裂していることが分かる。

本比較表によれば、本指令案の第 2 条における金銭的な制約のない事業所外の契約について、この定義に一致する構成国があるが、多くの構成国は金銭的な制約を設けていて、この金銭的な制約が構成国によって異なっていると

同じく、同条の消費者が事業者の訪問を要求した場合における事業所外の契約について、この定義に一致する数少ない構成国があるが、多くの構成国

(122) Commission of the European Communities, The Proposal for a Directive on Consumer Rights: Impact on Level of National Consumer Protection Comparative Table, Brussels 09 October 2009, pp4-16.

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

はその場合について消費者を保護していないとする。

同条の遠隔地契約の定義の中に時々遠距離で契約を締結する場合を含めることについて、これを導入している構成国があるが、まだそれを導入していない多くの構成国があるとする。

また、同条の事業所外の契約から品評会と市場における契約を除くことについて、この場合を除外していないので本指令案の可決によって変更される予定の数少ない構成国があるが、多くの構成国はその場合を除外しているとする。

本指令案の第6条第1項における事業者によって代金以外の情報提供されない手数料について、すべての構成国は本指令案と同様の保護を消費者に与えているわけではないとする。

本指令案の第9条(f)号における消費者が締結する契約に対する消費者保護規定の適用可能性を事業者が消費者に伝えることについて、すべての構成国はそのような規定を持っているわけではないとする。

本指令案の第12条における遠隔地契約と事業所外の契約の14日間の撤回期間について、15日間の撤回期間を設定している構成国法は本指令案の可決によって変更される予定であるが、同じ期間を設定している構成国があるとする。しかし、7日間から10日間の期間を設定している構成国もあるとする。

また、事業所外の契約の撤回期間の開始時点について、本指令案の第12条と同じ規定を持つ構成国があるが、その規定と異なるために本指令案の可決によって変更される予定の構成国法があるとする。

本指令案の第13条における事業者によって撤回権の情報提供が与えられなかった場合における撤回権の消滅期間について、同じ内容を持つ構成国法があるが、その規定と異なり本指令案の可決によって変更される予定の構成国法もあるとする。しかし、同じ3ヶ月と規定しているが、この開始時点が本指令案と異なる構成国法があるとする。

本指令案の第16条第2項における事業者が持つ返済金を留保する権利について、構成国法が言う「できるだけ早く」「30日以内」は本指令案の可決に

よって変更される予定であるとする。

本指令案の第17条第1項における物の返還費用を消費者が負担することについて、事業者が費用を負担するとする構成国法は本指令案の可決によって変更される予定であるとする。それ以外の構成国法は本指令案と同様であるとする。

本指令案の第19条における消費者の撤回権の除外規定について、同じ規定を持っている構成国法があるが、本指令案と異なるために本指令案の可決によって変更される予定の構成国法があるとする。

本指令案の第22条第1項における事業者の引渡期限について、同様の規定を持つ構成国法があるが、「ただちに履行する」という規定を持つ構成国法があるとする。後者は本指令案の可決によって変更される予定であるとする。

本指令案の第22条第2項における事業者による引渡がないか引渡が遅延した場合の返金について、すべての構成国法には本指令案よりも返金期間が長くなるなどの条件が追加されているとする。

本指令案の第23条における引渡時を基準とする危険の移転について、同じ規定を持つ構成国があるが、契約締結時とする構成国や引渡時とするが不可抗力の場合を除く構成国があるとする。

本指令案の第24条第2項における契約の適合性の条件について、類似の規定を持つ構成国があるが、予備の部品の利用や適切な包装などの条件を追加している構成国法は本指令案の可決によって変更される予定であるとする。

本指令案の第26条における消費者の救済手段の順序について、同じ内容の規定を持つ構成国はなく、救済手段の任意性の故に本指令案の可決によって変更される予定の構成国法があるとする。その他に、消費者に有利な規定を持つ多くの構成国があるとする。

同条の事業者による交換と修繕の選択について、すべての構成国が消費者に選択権を与えているので本指令案の可決によって変更される予定であるとする。

第26条第3項の重大な契約の不適合における契約の解除について、多くの

構成国は同じ規定を持っているが、小さな欠陥の場合における金銭の返還を定めている構成国が幾つかあるとする。この規定は、本指令案の可決によって変更される予定であるとする。

本指令案の第28条第1項における消費者に対する2年間の保証について、多くの構成国は同じ規定を持っているが、2年間と異なる期限や期限を定めない構成国があるとする。また、個別の物品ごとに期限を分ける構成国もあるとする。これらの異なる諸規定は、本指令案の可決によって変更される予定であるとする。

第28条第2項の交換された物品に対する事業者による保証については、同じ規定を持つ構成国があるが、その他のすべての構成国はそのような規定を持っていないとする。

第28条第3項の中古品に対する事業者による短期の保証について、その旨の合意ができる規定を持つ構成国があるが、それができない構成国があるとする。この後者の規定は、本指令案の可決によって変更される予定であるとする。

第28条第4項の契約の不適合性を通知する消費者の義務について、同じ規定を持つ構成国があるが、通知義務のない構成国や1年以内の通知とする構成国などがあるとする。これらの異なる諸規定は、本指令案の可決によって変更される予定であるとする。

第28条第5項の危険が消費者に移転した時点から6ヶ月以内の契約の不適合性に関する証明責任の転換について、同じ規定を持つ構成国があるが、2年間とする構成国がある。この後者の規定は、本指令案の可決によって変更される予定であるとする。

本指令案の第31条第3項における主要な対価以外の追加の支払についての消費者の明確な同意について、すべての構成国はその規定を持っていないとする。

本指令案の第32条第3項における契約の対象や報酬の妥当性に対する不正審査を行わないことについて、この趣旨に反する規定を持っている幾つか

の構成国があるとする。この規定は、本指令案の可決によって変更される予定であるとする。

以上の条項について、本比較表には、それぞれの結論に至る理由付けは書かれていない。

4. 6. 1. 9. 9 消費者の権利に関する指令案と構成国の一般契約法及び他の指令

消費者の権利に関する指令案の検討において、構成国の一般契約法及び他の指令との関係が問われていた。本文書は2009年に、⁽¹²³⁾この点に関する欧州委員会の暫定的な意見を表明したものである。本文書によって本指令案の適用関係が理解できる。本文書の要点を述べておくことにする。

本文書によれば、本指令案の情報提供の条件とサービス指令第22条及び電子商取引指令第6条の情報提供の条件とは関係がないとし、本指令案は第22条及び第6条の内容を追加する機能を持っていないとする。ただし、この追加機能は構成国に委ねられているとする。この点を本指令案に明記するのかが否かが課題となっている。

不公正な取引慣行に関する指令との関係について、消費者に権利を与えているという側面からの本指令案の補充性を指摘している。本指令案と契約債務に適用されるローマ I 規則とは無関係であるとする。

物またはサービスに関する特別な指令群に対して本指令案は一般法の立場にあるとする。特別な指令群は特別法の立場にあるので、ここに規定されている最低限度の調和化はそのまま維持されるとする。

私的な目的の優越性を条件として事業目的があっても良いとする。このような混在した目的でも本指令案が適用されることになる。NGO または小規模事業者のような法人に本指令案を適用するの可否かは、構成国に委ねられ

(123) Commission of the European Communities, The Proposal for a Directive on Consumer Rights: Scope, Relationship with National General Contract Law and Relationship with other Community Legislation, Brussels 09 October 2009, pp1-7. (http://ec.europa.eu/consumers/rights/cons_acquis_en.htm)

ると解釈されている。

不動産の権利の売買や移転については本指令案の対象でないことを確認している。欠陥のある生産物に対する生産者の責任とサービス契約の保証に対しても同様である。しかし、水・ガス・電気の供給の場合はサービス契約の対象とすることを正当とし、デジタルサービスには本指令案の第2章及び第5章の適用があるとする。ただし、ダウンロードの開始のような履行の開始後の撤回権の行使を認めず、本指令案第4章はデジタルサービスに適用されないとする。

運送サービスについて、本指令案第2章と第5章は適用されるが、本指令案第3章は事業所外の契約の場合だけであるとする。タイムシェア契約及びパック旅行契約に対して本指令案第5章が適用されて、タクシー契約は事業所外の契約でなく、事業所契約に位置づけられている。

社会サービスに対しても、本指令案第2章、第3章、第5章が適用されることを指摘している。金融サービスは本指令案の第5章の適用対象となるが、本指令案第3章は事業所外の契約だけという制約があるとする。譲渡担保付信用契約と金額が特定の範囲にある消費者信用契約も、本指令案第5条及び第7条の適用があることを指摘する。

インターネット競売について本指令案のすべてが適用されて、ウェブサイトを利用するオンライン競売も含まれるとする。しかし、第19条第1項(h)に基づき、撤回権がないことを指摘する。第21条第4項は、消費者が実際に競売の場所にいる場合に限定している。

物とサービスを提供する混合契約について、本指令案のすべてが適用可能性があるとする。しかし、本指令案第4章はその内の物だけに適用されて、たとえば、携帯電話の売買にサービスが付随する場合を指摘している。混合契約に対して遠隔地契約に関する本指令案第3章が適用される場合があるとする。撤回期間中のサービスの受領に対する代金支払を認めている。

本指令案と構成国の一般契約法の関係について、一般契約法が本指令案に対し積極的な関係を持つことがあるとする。このために、消費者が撤回権を

行使した後の受領物の返還の遅延に対して、どのような法律効果を付与するのか、というものを挙げている。

本指令案で扱われていないで一般契約法の領域にあるものとして、契約能力、契約の締結・有効・無効を挙げている。ただし、契約の有効性では、本指令案第10条第2項は例外になるとする。

事業者が消費者に情報提供をしないう効果について一般契約法に委ねられている。ただし、本指令案の第6条第1項、第7条第2項、第13条(b)は例外であるとする。本指令案の第16条乃至第18条における義務違反の効果についても、構成国に委ねられるとする。

本指令案第26条の消費者売買の救済手段と構成国法の救済手段は両立するとする。この点は、消費者の拒絶権の場合などを例示して説明している。契約上の債務の強制履行や損害賠償請求についても構成国に委ねられている。第3者が権利を留保している物を事業者から購入した場合もそうである。

本指令案における不公正約款に関する一般条項は、消費者契約における不公正約款に関する指令におけるものを継承しているとする。ただし、その用語法は本指令案に合わせることにする。

消費者契約における不公正約款に関するリストは、本指令案のブラックリストとグレイリストに取って代わることを指摘する。個別的に交渉された契約約款の規制は、構成国に委ねられているとする。